鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ館高架橋遮音壁工事
工事地名	東京都八王子市館町地先

副所長(技)	課　長	係　長	担　当

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 1月	
２）	事務所名	相武国道事務所　工務課	
３）	工事番号	2025021014	
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	
５）	変更回数	0回	
６）	主 工 種	河川・道路構造物工事	
７）	工 事 量		
８）	工　　期	269日間　自　令和 8年 4月 1日	
		（当初）　至　令和 8年12月25日	
		（ 0回変更）　至　年　月　日	
９）	施 工 県	東京都	
１０）	地　　区	八王子地区	
１１）	河川・路線	八王子南バイパス	
１２）	設 計 年 月	令和 8年 3月	
１３）	機械損料一括補正	0　労務費一括割増　0%	
１４）	単価適用年月	2026年 3月	
１５）	歩掛適用年月	2026年 3月	
１６）	前請負工事費	0	
１７）	前請負代金額	0	
１８）	調 整 区 分	0	
１９）	共通仮設費対象額		
２０）	現場管理費対象額		
２１）	一般管理費等対象額		
２２）	処 分 費 等	0	
２３）	公 告 日	令和 8年 2月10日	
２４）	入 札 締 切 日	年　月　日	

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ館高架橋遮音壁工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良		式	1		126,661,710			
遮音壁工		式	1		126,301,800			
遮音壁本体工（小ｼｪﾙﾀｰ 透光）		式	1		126,301,800			
支柱建込	A型 支柱間隔2m 4m<H≦8m 天井	m	80	1,065,000	85,200,000			単-1号
しゃ音板・透光板	標準部 L=2000 透光板	m2	285	126,000	35,910,000			単-2号
しゃ音板・透光板	非常電話設置部 L=2000 透光板	m2	34	152,700	5,191,800			単-3号
仮設工		式	1		359,910			
交通管理工		式	1		359,910			
交通誘導警備員	(A)	人日	9	20,910	188,190			単-4号
交通誘導警備員	(B)	人日	9	19,080	171,720			単-5号
直接工事費		式	1		126,661,710			
共通仮設費		式	1		7,328,225			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ館高架橋遮音壁工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費		式	1		1,062,225			
技術管理費		式	1		64,225			
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費		式	1		64,225			内-1号
現場環境改善費（率計上）		式	1		998,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		6,266,000			
純工事費		式	1		133,989,935			
現場管理費		式	1		16,496,000			
工事原価		式	1		150,485,935			
一般管理費等		式	1		24,444,065			
工事価格		式	1		174,930,000			
消費税相当額		式	1		17,493,000			
工事費計		式	1		192,423,000			

一式当たり内訳書

道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費

第　1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本データ作成費	「技術員×1.75人(週休2日補正対象外)」	式	1		64,225			
合　計					64,225			

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	支柱建込	A型 支柱間隔2m 4m<H≦8m 天井	単位	m	数量	80	単価	1,065,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【支柱設置(左側)】						
支柱建込	A型(埋設ｱﾝｶｰ方式) 2m 4mを超え8m以下	m	40	6,416	256,640	
【支柱設置(右側)】						
支柱建込	A型(埋設ｱﾝｶｰ方式) 2m 4mを超え8m以下	m	40	6,416	256,640	
【支柱設置(天井)】						
天井支柱建込 (小シェルター)	支柱間隔2m 天井高さ4mを超え8m未満	本	20	17,680	353,600	
【支柱材料費】						
支柱材料(支柱本体 R部)						
支柱 (材料費)	各種	t	10.538	2,420,000	25,501,960	
H-200×200×8×12 SM490Y-HDZT77 ﾎﾞﾙﾄ溶接(M12)						
支柱材料(支柱本体 直立部)						

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	支柱建込	A型 支柱間隔2m 4m<H≦8m 天井	単位	m	数量	80	単価	1,065,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支柱 （材料費）	各種	t	5.512	2,370,000	13,063,440	
H-200×200×8×12 SM490Y-HDZT77 ﾎﾞﾙﾄ溶接(M12)						
支柱材料(支柱本体 天井部)						
支柱 （材料費）	各種	t	3.91	2,560,000	10,009,600	
H-200×200×8×12 SM490Y-HDZT77						
支柱材料(取付部)						
支柱 （材料費）	各種	t	2.998	3,440,000	10,313,120	
PL-32,PL-16,PL-12 SM490Y-HDZT77						
支柱材料(プレート)						
支柱 （材料費）	各種	t	1.574	3,440,000	5,414,560	
PL-9 SM490Y-HDZT77						

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	支柱建込	A型 支柱間隔2m 4m<H≦8m 天井	単位	m	数量	80	単価	1,065,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支柱（材料費）	各種	t	0.007	3,440,000	24,080	
PL-6 SM490Y-HDZT77						
支柱（材料費）	各種	t	0.266	3,420,000	909,720	
PL-9 SS400-HDZT77						
支柱（材料費）	各種	t	1.476	3,420,000	5,047,920	
PL-6 SS400-HDZT77						
縦枠(Ｒ部上段)	45×200×862 A6063S-T5 ｱﾙﾐ材 (ｺﾞﾑ付)	枚	40	62,000	2,480,000	
縦枠(Ｒ部中段)	45×200×2025 A6063S-T5 ｱﾙﾐ材 (ｺﾞﾑ付)	枚	40	62,000	2,480,000	
縦枠(Ｒ部下段)	45×200×650 A6063S-T5 ｱﾙﾐ材 (ｺﾞﾑ付)	枚	40	62,000	2,480,000	
縦枠(Ｒ部下段)	45×200×1318 A6063S-T5 ｱﾙﾐ材 (ｺﾞﾑ付)	枚	40	62,000	2,480,000	
縦枠(直立部)	45×200×2700 A6063S-T5 ｱﾙﾐ材 (ｺﾞﾑ付)	枚	40	55,200	2,208,000	

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	支柱建込	A型 支柱間隔2m 4m<H≦8m 天井	単位	m	数量	80	単価	1,065,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【雑材料費】						
アクリル板前面ガスケット(R部上段)	5×180×747 EPDM発泡ｺﾞﾑ	枚	40	4,080	163,200	
アクリル板前面ガスケット(R部中下段)	5×180×1921 EPDM発泡ｺﾞﾑ	枚	80	8,170	653,600	
アクリル板前面ガスケット(直立部)	5×180×2551 EPDM発泡ｺﾞﾑ	枚	40	12,100	484,000	
支柱取付六角ナット	M24(緩み止めN) S45C-HDZT49	個	480	1,160	556,800	
支柱取付ワッシャ	M24 S45C-HDZT49	枚	480	120	0	
支給品;						
計					85,136,880	
単価					1,065,000	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	しゃ音板・透光板	標準部 L=2000 透光板	単位	m2	数量	284.99	単価	126,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【透光板設置(4m以下)】						
しゃ音板・透光板取付	透光板 4m以下	ｍ２	82.51	1,172	96,701.72	
しゃ音板・透光板（材料費）	透光板(各種) 0.19枚/m2	ｍ２	82.51	73,150	6,035,606.5	
ｱｸﾘﾙ板(直立部) 15×2631×1960						
【透光板設置(4m-8m以下)】						
しゃ音板・透光板取付	透光板 4mを超え8m以下	ｍ２	151.22	1,946	294,274.12	
しゃ音板・透光板（材料費）	透光板(各種) 0.62枚/m2	ｍ２	25.78	192,900	4,972,962	
ｱｸﾘﾙ板(R部上段) 15×822×1960						
しゃ音板・透光板（材料費）	透光板(各種) 0.26枚/m2	ｍ２	125.44	80,860	10,143,078.4	
ｱｸﾘﾙ板(R部中下段) 15×2000×1960						
【透光板設置(天井)】						

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	しゃ音板・透光板	標準部 L=2000 透光板	単位	m2	数量	284.99	単価	126,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
しゃ音板・透光板取付	透光板 天井部	ｍ２	51.26	3,451	176,898.26	
しゃ音板・透光板（材料費）	透光板(各種) 0.31枚/m2	ｍ２	51.26	83,700	4,290,462	
ｱｸﾘﾙ板(天井部) 15×2000以下(1800)×1780						
【支柱回転･落下､梁材落下防止ワイヤ設置】						
支柱回転防止ワイヤ設置工	φ8(7×19 SS/0)	m	32	4,173	133,536	
支柱落下防止ワイヤ設置工	φ28(7×19 SS/0)	m	32	2,579	82,528	
梁材落下防止ワイヤ設置工	φ18(7×19 SS/0)	m	16	4,173	66,768	
【雑材料費】						
上段枠	85×55×1960 A6063S-T5 ｱﾙﾐ材(ｺﾞﾑ付)	枚	16	33,200	531,200	
下段枠	85×55×1960 A6063S-T5 ｱﾙﾐ材(ｺﾞﾑ付)	枚	16	33,200	531,200	
中間枠(回転防止索収納型)	85×130×1960 A6063S-T5 ｱﾙﾐ材(ｺﾞﾑ付)	枚	16	51,800	828,800	

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	しゃ音板・透光板	標準部 L=2000 透光板	単位	m2	数量	284.99	単価	126,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
中間枠	85×85×1960 A6063S-T5 ｱﾙﾐ材(ｺﾞﾑ付)	枚	32	43,900	1,404,800	
水切板	PL-2.3×220×1960 高耐候性めっき鋼板	枚	16	19,200	307,200	
落下防止ワイヤ用カバー	PL-1.6×441×1960 高耐候性めっき鋼板	枚	16	28,000	448,000	
天井部横枠(角形鋼管)	□-100×50×4.5 STKR400	t	0.45	4,220,000	1,899,000	
天井部横枠(プレート)	PL-6 SS400-HDZT77	t	0.202	4,220,000	852,440	
アクリル板落下防止ワイヤ						
落下防止索 (材料費)	各種	個	96	10,800	1,036,800	
φ6.3×800(6×19 SS/0 B種) ｽﾃﾝﾚｽ(ﾅｲﾛﾝ被覆無し)						
支柱回転防止ワイヤ	φ8(7×19 SS/0 B種) ｽﾃﾝﾚｽ(ﾅｲﾛﾝ被覆無し)	m	20	3,950	79,000	
支柱回転防止ワイヤ	φ8(7×19 SS/0 B種) ｽﾃﾝﾚｽ(ﾅｲﾛﾝ被覆無し)	m	12	3,950	0	
支給品;						

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	しゃ音板・透光板	標準部 L=2000 透光板	単位	m2	数量	284.99	単価	126,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支柱落下防止ワイヤ	φ28(7×19 SS/0 B種) ｽﾃﾝﾚｽ(ﾅｲﾛﾝ被覆無し)	m	20	46,200	924,000	
支柱落下防止ワイヤ	φ28(7×19 SS/0 B種) ｽﾃﾝﾚｽ(ﾅｲﾛﾝ被覆無し)	m	12	46,200	0	
支給品;						
梁材落下防止ワイヤ	φ18(7×19 SS/0 B種) ｽﾃﾝﾚｽ(ﾅｲﾛﾝ被覆無し)	m	16	13,400	214,400	
アクリル板ガスケット(天井部)	U型 L=7300 EPDM発泡ｺﾞﾑ	枚	16	24,700	395,200	
水切板ガスケット	5×20×1960 EPDM発泡ｺﾞﾑ	枚	16	2,560	40,960	
下段枠ガスケット	2×15×1780 EPDM発泡ｺﾞﾑ	枚	16	2,280	36,480	
ワイヤ用カバーガスケット	5×20×1140 EPDM発泡ｺﾞﾑ	枚	32	2,560	81,920	
計					35,904,215	
単価					126,000	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	しゃ音板・透光板	非常電話設置部 L=2000 透光板	単位	m2	数量	33.88	単価	152,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【透光板設置(4m以下)】						
しゃ音板・透光板取付	透光板 4m以下	ｍ２	8.57	1,172	10,044.04	
しゃ音板・透光板（材料費）	透光板(各種) 0.19枚/m2	ｍ２	5.16	73,150	377,454	
ｱｸﾘﾙ板(直立部) 15×2631×1960						
しゃ音板・透光板（材料費）	透光板(各種) 0.29枚/m2	ｍ２	3.41	74,530	254,147.3	
ｱｸﾘﾙ板(直立部) 15×1740×1960						
【透光板設置(4m-8m以下)】						
しゃ音板・透光板取付	透光板 4mを超え8m以下	ｍ２	18.9	1,946	36,779.4	
しゃ音板・透光板（材料費）	透光板(各種) 0.62枚/m2	ｍ２	3.22	192,900	621,138	
ｱｸﾘﾙ板(R部上段) 15×822×1960						
しゃ音板・透光板（材料費）	透光板(各種) 0.26枚/m2	ｍ２	15.68	80,860	1,267,884.8	

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	しゃ音板・透光板	非常電話設置部 L=2000 透光板	単位	m2	数量	33.88	単価	152,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｱｸﾘﾙ板(R部中下段) 15×2000×1960						
【透光板設置(天井)】						
しゃ音板・透光板取付	透光板 天井部	ｍ２	6.41	3,451	22,120.91	
しゃ音板・透光板 (材料費)	透光板(各種) 0.31枚/m2	ｍ２	6.41	83,700	536,517	
ｱｸﾘﾙ板(天井部) 15×2000以下(1800)×1780						
【支柱回転･落下､梁材落下防止ワイヤ設置】						
支柱回転防止ワイヤ設置工	φ8(7×19 SS/0)	m	4	4,173	16,692	
支柱落下防止ワイヤ設置工	φ28(7×19 SS/0)	m	4	2,579	10,316	
梁材落下防止ワイヤ設置工	φ18(7×19 SS/0)	m	2	4,173	8,346	
【雑材料費】						
上段枠	85×55×1960 A6063S-T5 ｱﾙﾐ材(ｺﾞﾑ付)	枚	2	33,200	66,400	

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	しゃ音板・透光板	非常電話設置部 L=2000 透光板	単位	m2	数量	33.88	単価	152,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下段枠	85×55×1960 A6063S-T5 ｱﾙﾐ材(ｺﾞﾑ付)	枚	2	33,200	66,400	
中間枠(回転防止索収納型)	85×130×1960 A6063S-T5 ｱﾙﾐ材(ｺﾞﾑ付)	枚	2	51,800	103,600	
中間枠	85×85×1960 A6063S-T5 ｱﾙﾐ材(ｺﾞﾑ付)	枚	4	43,900	175,600	
水切板	PL-2.3×220×1960 高耐候性めっき鋼板	枚	2	19,200	38,400	
落下防止ワイヤ用カバー	PL-1.6×441×1960 高耐候性めっき鋼板	枚	2	28,000	56,000	
天井部横枠(角形鋼管)	□-100×50×4.5 STKR400	t	0.056	4,220,000	236,320	
天井部横枠(プレート)	PL-6 SS400-HDZT77	t	0.025	4,220,000	105,500	
設備部上部隙間隠し板	PL-3.2×215×1960 高耐候性めっき鋼板	枚	1	26,300	26,300	
設備部下部隙間隠し板	PL-3.2×110×1960 高耐候性めっき鋼板	枚	1	13,300	13,300	
設備部塞ぎ板受けプレート	PL-12 SM490Y-HDZT77	t	0.036	3,640,000	131,040	
設備部塞ぎ板	PL-12 SS400-HDZT77	t	0.159	3,530,000	561,270	

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	しゃ音板・透光板	非常電話設置部 L=2000 透光板	単位	m2	数量	33.88	単価	152,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
アクリル板落下防止ワイヤ						
落下防止索（材料費）	各種	個	12	10,800	129,600	
φ6.3×800(6×19 SS/0 B種) ｽﾃﾝﾚｽ(ﾅｲﾛﾝ被覆無し)						
支柱回転防止ワイヤ	φ8(7×19 SS/0 B種) ｽﾃﾝﾚｽ(ﾅｲﾛﾝ被覆無し)	m	4	3,950	15,800	
支柱落下防止ワイヤ	φ28(7×19 SS/0 B種) ｽﾃﾝﾚｽ(ﾅｲﾛﾝ被覆無し)	m	4	46,200	184,800	
梁材落下防止ワイヤ	φ18(7×19 SS/0 B種) ｽﾃﾝﾚｽ(ﾅｲﾛﾝ被覆無し)	m	2	13,400	26,800	
アクリル板ガスケット(天井部)	U型 L=7300 EPDM発泡ｺﾞﾑ	枚	2	24,700	49,400	
水切板ガスケット	5×20×1960 EPDM発泡ｺﾞﾑ	枚	2	2,560	5,120	
下段枠ガスケット	2×15×1780 EPDM発泡ｺﾞﾑ	枚	1	2,280	2,280	
ワイヤ用カバーガスケット	5×20×1140 EPDM発泡ｺﾞﾑ	枚	4	2,560	10,240	
設備部隙間隠し板用ガスケット	5×20×1960 EPDM発泡ｺﾞﾑ	枚	2	2,560	5,120	

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	しゃ音板・透光板	非常電話設置部 L=2000 透光板	単位	m2	数量	33.88	単価	152,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
計					5,170,729.45	
単価					152,700	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	交通誘導警備員	(A)	単位	人日	数量	1	単価	20,910

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	20,910	20,910	
計					20,910	
単価					20,910	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	交通誘導警備員	(B)	単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	19,080	19,080	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ
館高架橋遮音壁工事

特記仕様書

令和８年２月

国土交通省関東地方整備局
相武国道事務所

第１章　総則

第１条　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和７年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．　契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．　契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第４条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第５条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は東京都内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第６条　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第７条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　東京都八王子市館町　　緯度　35° 37’ 54”　経度　139° 17’ 7”
終点　東京都八王子市館町　　緯度　35° 37’ 54”　経度　139° 17’ 5”

第８条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

１．土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

２．工事概要

本工事は一般国道２０号八王子南バイパスにおいて、館高架橋の遮音壁工事を行うものである。

第９条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
２０Ｆ八王子南バイパス浅川トンネル他施設設計	3000962391
Ｒ７Ｇ国道２０号八王子南ＢＰ施工計画検討他業務	4059306468

第１０条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第１１条　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．　契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．　予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

⑴　受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事　においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

⑵ 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

⑶工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は相武国道事務所のホームページにより公表する。

⑷低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表−1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表−2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表−3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表−4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表−5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表−6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表−7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表−8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１２条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１４条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１５条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１６条　情報共有システムの活用

１．　本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．　受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１７条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に１回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１８条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２０条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行

うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２１条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２２条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２３条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２４条　支給品

支給材料は、下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	支給場所	運搬距離

支柱回転防止ワイヤ	φ8(7×19 SS/0 B種)ステンレスワイヤ	m	12	現地に設置済み	0km
支柱落下防止ワイヤ	φ28(7×19 SS/0 B 種)ステンレスワイヤ	m	12	現地に設置済み	0km
ワッシャー	M24 S45C	枚	480	館高架橋高架下	5.0km

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２５条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

３．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104　号最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業

	■有　□無	□手作業・機械作業の併用
⑥その他	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

３．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２６条　建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２７条　工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第２８条　工事完成図の作成、納品

完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成２０年１２月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（ＣＤ入り）】

・完成平面図 SXF データ（.P21）

・完成縦断図 SXF データ（.P21）

・完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】

・チェック結果記録

・完成平面図

・完成縦断図

・「完成平面図」チェック結果記録

・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第２９条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和７年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和７年３月改定)の関連要領等一覧

（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第３０条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３１条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能

（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能
（４）容易に開かない施錠機能
（５）照明設備
（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）
（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
（９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）
（10）鏡と手洗器
（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品
（12）室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）
（13）擬音装置（機能を含む）
（14）着替え台
（15）臭気対策機能の多重化
（16）室内温度の調整が可能な設備
（17）小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他

の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３２条　BIM/CIM 活用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１　推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
【義務項目】	
出来あがり全体イメージの確認	出来あがりの完成形状を３次元モデルで視覚化することで、関係者で全体イメージの共有を図る。
【推奨項目】	
現場条件	３次元モデルに建機当を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。
重ね合わせによる確認	３次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	２００～３００程度※１ ※１　構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報※２ ※２部材等の名称、規格、仕様等の情報	オブジェクト分類名※３のみを入力し、その他は任意とする。 ※３　道路土構造物、橋梁等の分類の名称

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要

２）整理すべき課題

３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

５）３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

６）３次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

７）３次元モデルの作成担当者

８）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

９）後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

10）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第３３条　DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

ＤＸデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、ＤＸデータセンターの詳細については、ＤＸデータセンターの参考資料（ https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference ） 及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

第３４条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和元年 5 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、本工事は「国土強靱化５か年加速化対策」に関する工事であり、標示施設の明示に当たっては別添―０５を参考とすること。

５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、下表のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
全ての工種	昼間	１８人（うち有資格者９人）	

６．UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成 28 年 3 月）に基づいて UAV 等を使用すること。

第３５条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．　本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．　真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３６条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体

制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３７条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第３８条　環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和８年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第３９条　環境対策（低騒音型建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４０条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

１．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車　輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の　適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

２．受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

３．受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。

４．受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第４１条　工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第４２条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３６交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

①　当該車両に関する特殊車両通行許可証

② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－３９官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第４３条　通行許可等

１．　受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

２．　受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第４４条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

⑴ 仮設備関係

環境負荷の低減を実施するものとする。

⑵ 営繕関係

現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）及び現場休憩所の快適化を実施するものとする。

⑶ 安全関係

盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。

⑷ 地域連携

デザイン工事看板（工事ＰＲ看板含む）の作成を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第４５条　工期

１．工期は、雨天、休日等８９日を見込み、契約の翌日から令和８年１２月２５日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

① 準備期間	４０日間
②後片付け期間	２０日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数　実働日数×係数）	０．７３

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２９日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：０日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（2020 年～2024 年）の気象庁（東京観測所）及び環境省（東京地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式−１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和８年１２月２５日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第４６条　工程表（工事工程クリティカルパスの共有）

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第４７条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第４８条　週休二日の対応（完全週休２日（土日））

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

２．週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28　日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

４．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

５．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

６．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

７．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

８．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第４９条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請

求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、八王子観測所（気象庁のデータ）における１ 日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５０条　施工時期及び施工時間の変更

１．本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工種	８：００～１７：００

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。
ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

２．本工事は、下記に示す内容等について、契約後の施工協議にて決定するものとする。
また、その他予期しない協議が発生し、工事期間の変更が生じる場合は監督職員と協議すること。

（１）警察署

① 協議内容・・・規制協議
② 協議箇所・・・国道 20 号供用区間
③ 制約を受ける施工内容・・・ 遮音壁本体工
④条件内容・・・ 幅員減少【国道 20 号供用区間】

＊規制時間は想定のため、契約後、架設計画に基づき警視庁と協議を予定している。

第５１条　概算・概略数量

本工事は、概算数量を示したものであり、遮音壁本体工の天井構造の詳細については、監督職員の指示によるものとし、数量等の変更が生じた場合、契約変更の対象とする。

なお、上記内容については現在詳細設計中であり、成果の引渡しについては令和８年５月上旬を予定している。

第５２条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第５３条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第５２条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第５２条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第５４条　建設現場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams､zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるもの

ではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５５条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受

注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５６条　契約後ＶＥ方式

１．ＶＥ提案の定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－

１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。
①設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由
②ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
③ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
④発注者が別途発注する関連工事との関係
⑤工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項
⑥その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３）受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案を採否等

１）ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式ー５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

１）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

４）ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第５７条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを

実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５２条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第５８条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第５９条　情報管理体制の確保

受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書 1-1-1-6 に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式－１８を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

・受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、
　また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
・受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
・要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
・受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
・受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第６０条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委

託している。
　また、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第６１条　施工体制調査員

　本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託　している。
　また、本工事の施工体制の点検補助を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。
　なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第６２条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
６.施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
　ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第６３条　品質証明

　本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第６４条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基

づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

２． 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第６５条　技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第６６条　書類限定調査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請取引検査書類を含む。）	⑦品質管理図表

③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承認）	⑩工事写真

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第６７条　ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２章　個人情報の取り扱いについて

第６８条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第６９条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第７０条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第７１条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第７２条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７３条　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の

取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第７４条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第７５条　資料等の返却等

１．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

２．前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第７６条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第７７条　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第７８条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　一般施工

第７９条　遮音壁工

１．遮音壁の施工にあたっては、工場製作とし、透光性遮音板（アクリル）を見込んでいる。

２．遮音壁工の一般事項及び試験方法等については、「設計要領 第五集 交通管理施設編【遮音壁設計要領】」（令和３年７月 高速道路株式会社）、「ＮＥＸＣＯ試験方法 第９編 環境関係試験方法」（令和３年７月 高速道路株式会社）、「遮音壁施工管理要領」（令和６年７月 高速道路株式会社）に準拠するものとする。

３．遮音壁の材料は、性能を証明する資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

また、透光板の材料は別紙の品質性能を満足する材質のものとし、材料の品質性能を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。

なお、現地状況及び施工条件等の変更により、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

4．設置については、施工ヤードの制約及び規制方法、支障物件等の制約条件により、標準的な設置が行えない場合は、監督職員と協議を行い設計変更の対象とする。

5．規制等の条件については、「第 50 条 施工時期及び施工時間の変更 第２項」に記載するとおり想定している。

第４章　その他

第８０条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第８１条　道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

１．道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	Ｉ．Ｔ．Ｖ
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路ＢＯＸ等		E220	ＣＡＢ電線共同溝
	D090	横断ＢＯＸ等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

２．道路
施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
３．道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
４．道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、ＣＯＲＩＮＳ登録時の「工事契約コード番号」とする。
５．道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
① 道路施設台帳作成総括表
② 道路施設基本データ総括表
③ 道路施設基本データー覧表
④ 道路施設台帳チェックシート
⑤ 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
⑥ 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
⑦ 工事数量総括表

第８２条　道路橋維持管理資料の作成

１．本工事において施工した橋梁について、施工に関する記録などを保存するため「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき電子媒体を作成し、監督職員に提出すること。
２．本工事において作成する資料の対象は、「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき監督職員の指示によるものとする。なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第８３条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

以上

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第 50 条
	■ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。	第 50 条
	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第 45 条
	■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 45 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 39 条 第 40 条
安全対策関係	■交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第 34 条

概略工事工程表

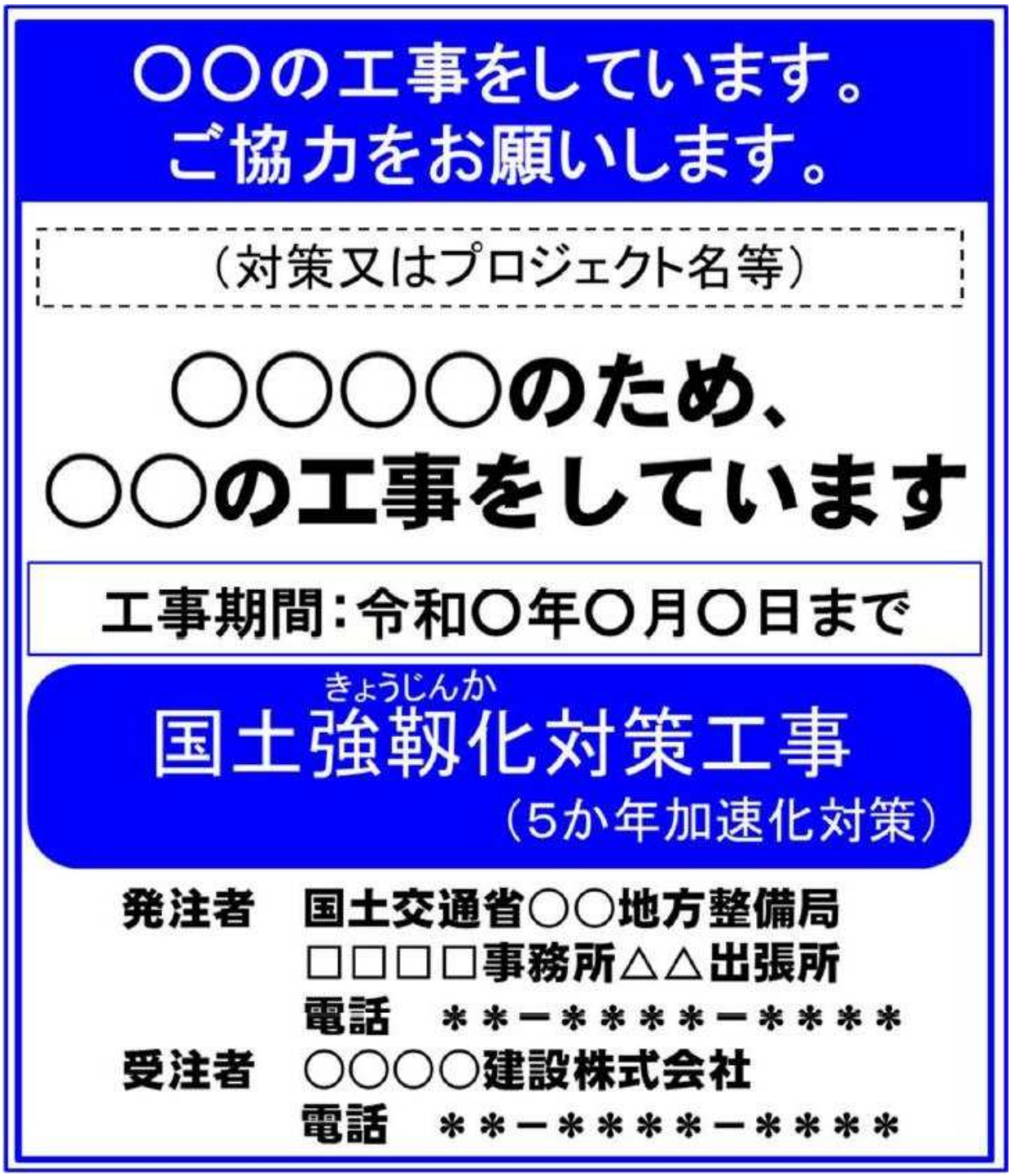
別紙－５

工事名　：　Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ館高架橋遮音壁工事

工種		単位	数量	令和7年度 3月 10 20 30	令和8年度 4月 10 20 30	5月 10 20 30	6月 10 20 30	7月 10 20 30	8月 10 20 30	9月 10 20 30	10月 10 20 30	11月 10 20 30	12月 10 20 30	備考（パーティ（ｐｔ）数等）
準備工		式	1	※任意で設定可能 余裕期間										４０日間
工場製作期間		式	1											（１ｐｔ）
支柱建込		式	1											（１ｐｔ）
しゃ音版・透光板		式	1											（１ｐｔ）
後片付け工		式	1											２０日間
制約条件	関連工事	―												
	お盆	―												・８月中旬

≪余裕期間制度（フレックス）の活用について≫
　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保当の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。
　なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。
≪関係機関協議≫
　工事着手にあたっての関係機関協議、地元説明は、発注者が主体となって実施します。

標示施設のイメージ（案）


○○の工事をしています。
ご協力をお願いします。
（対策又はプロジェクト名等）
○○○○のため、
○○の工事をしています
工事期間：令和○年○月○日まで
国土強靭化（きょうじんか）対策工事
（5か年加速化対策）
発注者 国土交通省○○地方整備局
□□□□事務所△△出張所
電話 ＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
受注者 ○○○○建設株式会社
電話 ＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ館高架橋遮音壁工事

国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ館高架橋遮音壁工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
遮音壁工		式		1		
遮音壁本体工 (小ｼｪﾙﾀｰ 透光)		式		1		
支柱建込	A型 支柱間隔2m 4m<H≦8m 天井	m		80		
しゃ音板・透光板	標準部 L=2000 透光板	m2		285		
しゃ音板・透光板	非常電話設置部 L=2000 透光板	m2		34		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	(A)	式		1		
交通誘導警備員	(B)	式		1		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ館高架橋遮音壁工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		

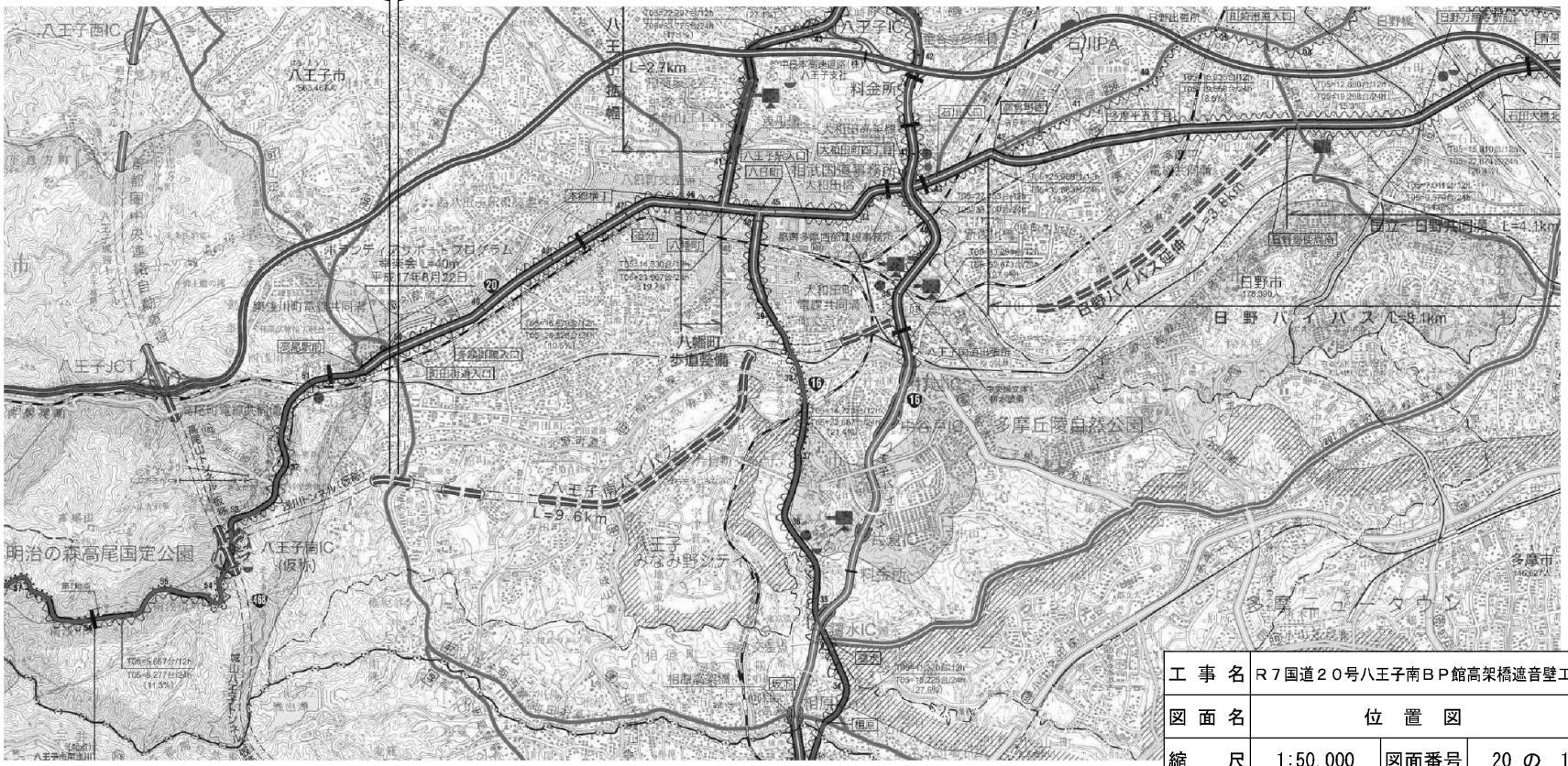
工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道２０号八王子南ＢＰ館高架橋遮音壁工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

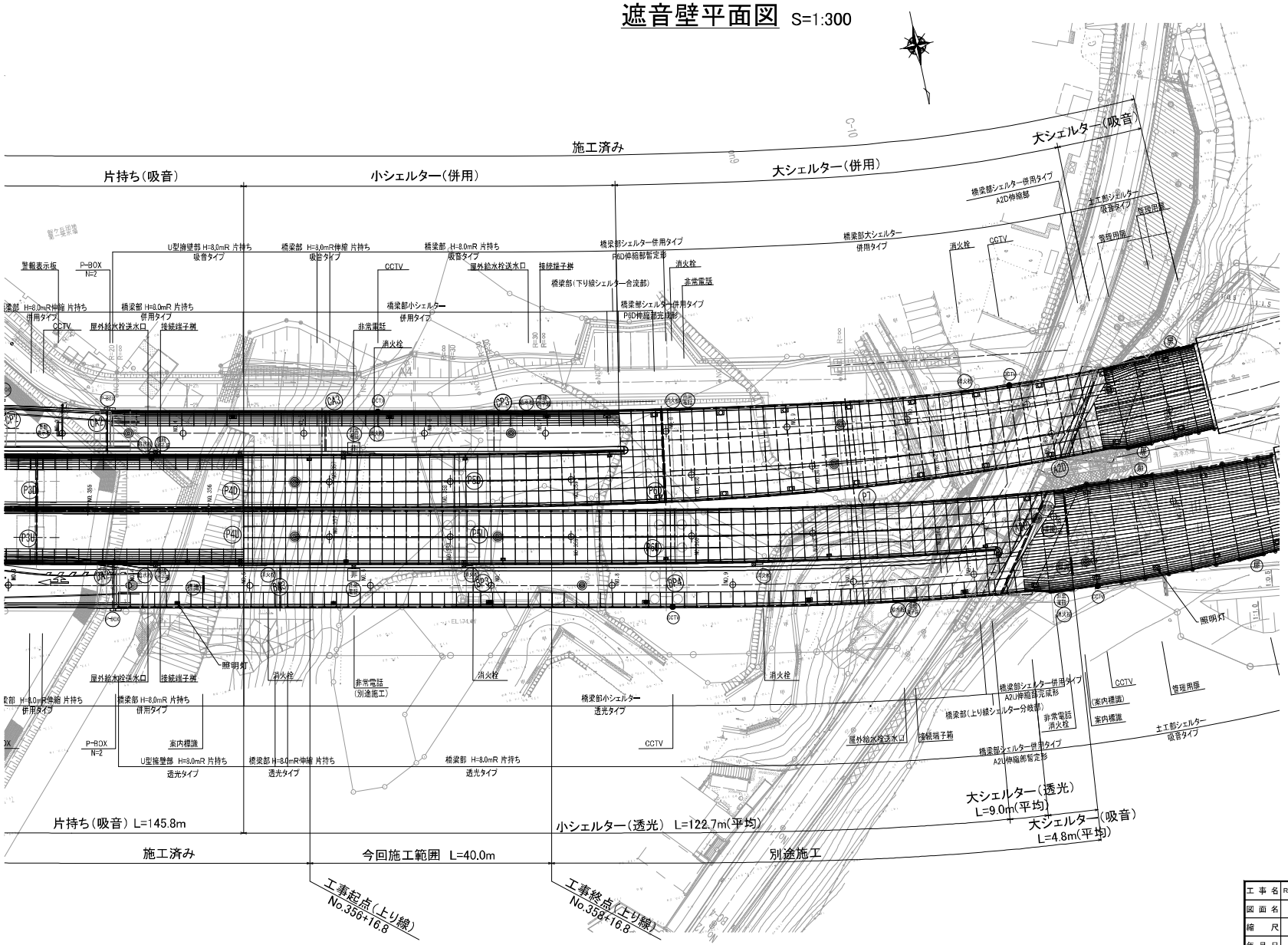
位置図　S=1:50,000

一般国道20号平面図（八王子南バイパス）



工事名	R7国道20号八王子南BP館高架橋遮音壁工事		
図面名	位置図		
縮尺	1:50,000	図面番号	20 の 1
年月日	令和　8 年　2 月　　日		
設計会社名	いであ　株式会社 株式会社 建設技術研究所		
所長	副所長	課長	係長	設計
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

遮音壁平面図 S=1:300



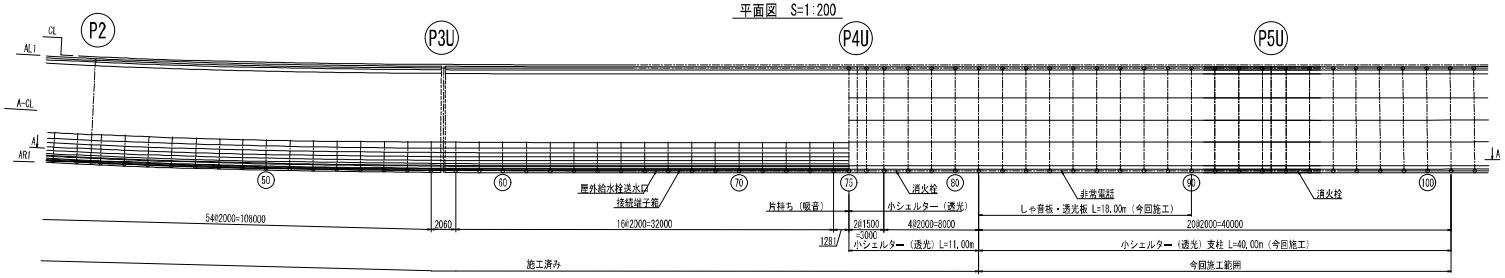
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号八王子南ＢＰ舗高架橋遮音壁工事
図面名	遮音壁平面図
縮尺	1:300　図面番号　20 の 2
年月日	令和　8 年　2 月　日
設計会社名	いであ　株式会社
事務所名	国土交通省 相武国道事務所

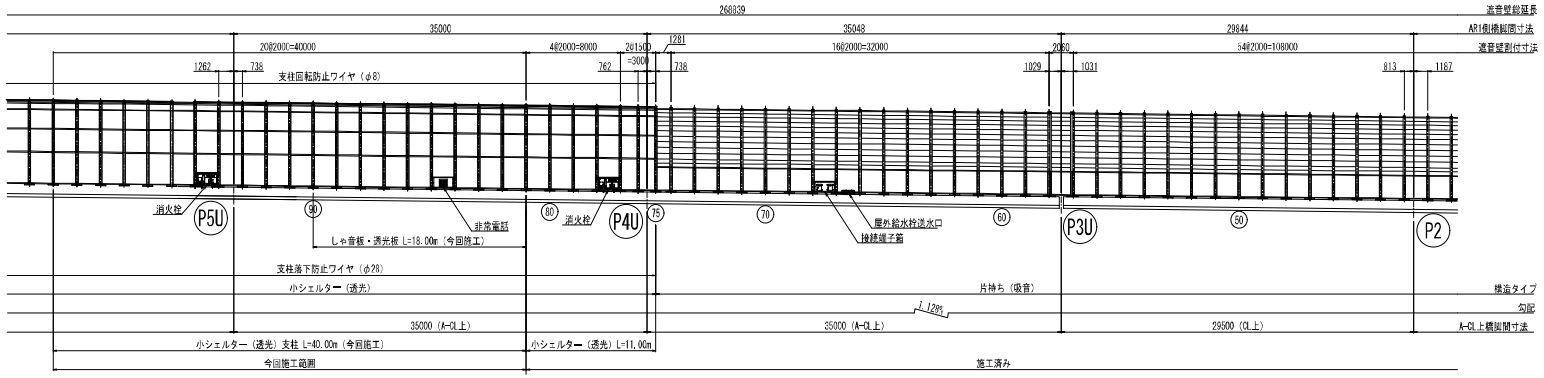
遮音壁割付図（１）

（上り線　本線右側）

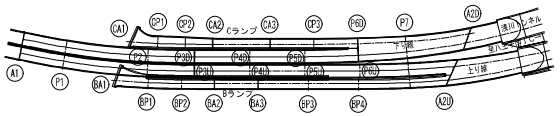
平面図　S=1:200



側面図（A-A）　S=1:200

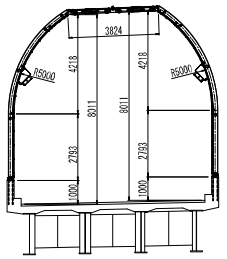


配置図　S=1:1500



構造タイプ別 断面図　S=1:100

橋梁部小シェルター（透光タイプ）



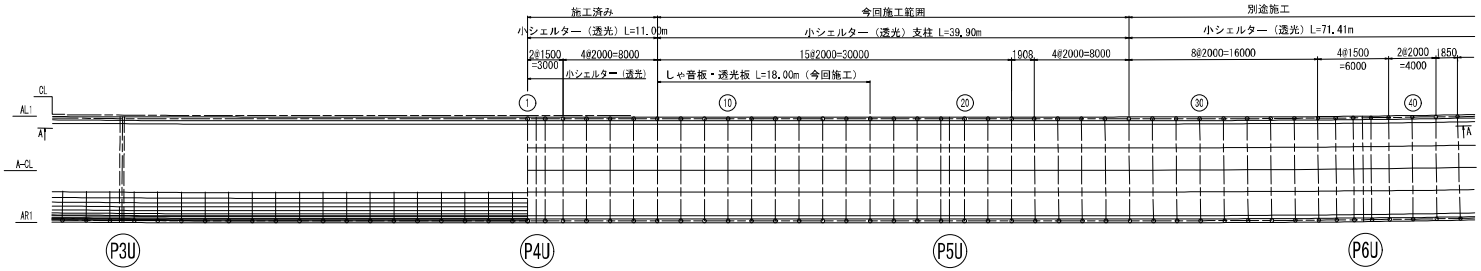
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号八王子南ＢＰ舗高架橋遮音壁工事
図面名	遮音壁割付図（１）
縮尺	図示　図面番号　20 の 3
年月日	令和　8 年　2 月　日
設計会社名	いであ　株式会社
事務所名	国土交通省 相武国道事務所

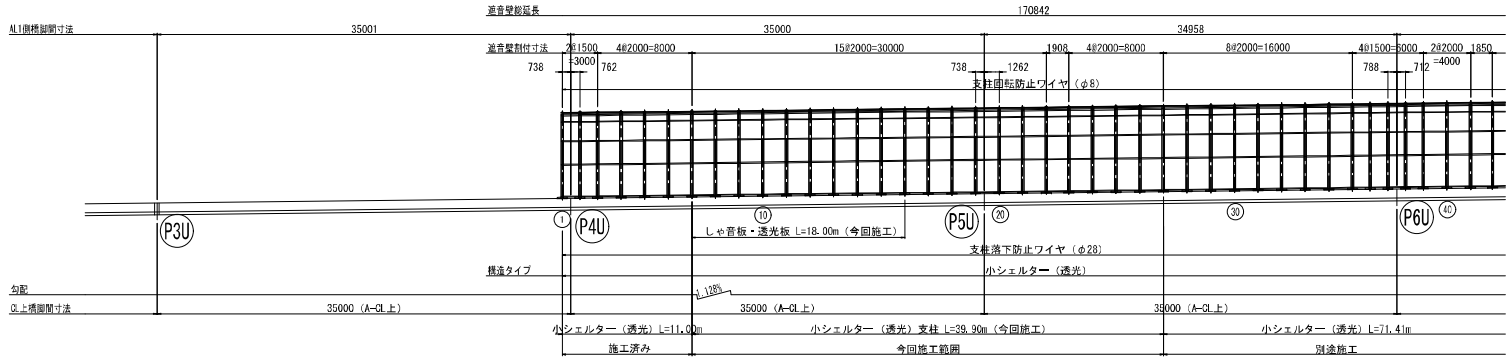
遮音壁割付図（２）

（上り線　本線左側）
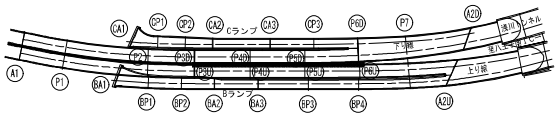
平面図　S=1:200



側面図（A-A）　S=1:200

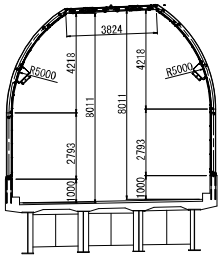


配置図　S=1:1500



構造タイプ別 断面図　S=1:100

橋梁部小シェルター（透光タイプ）



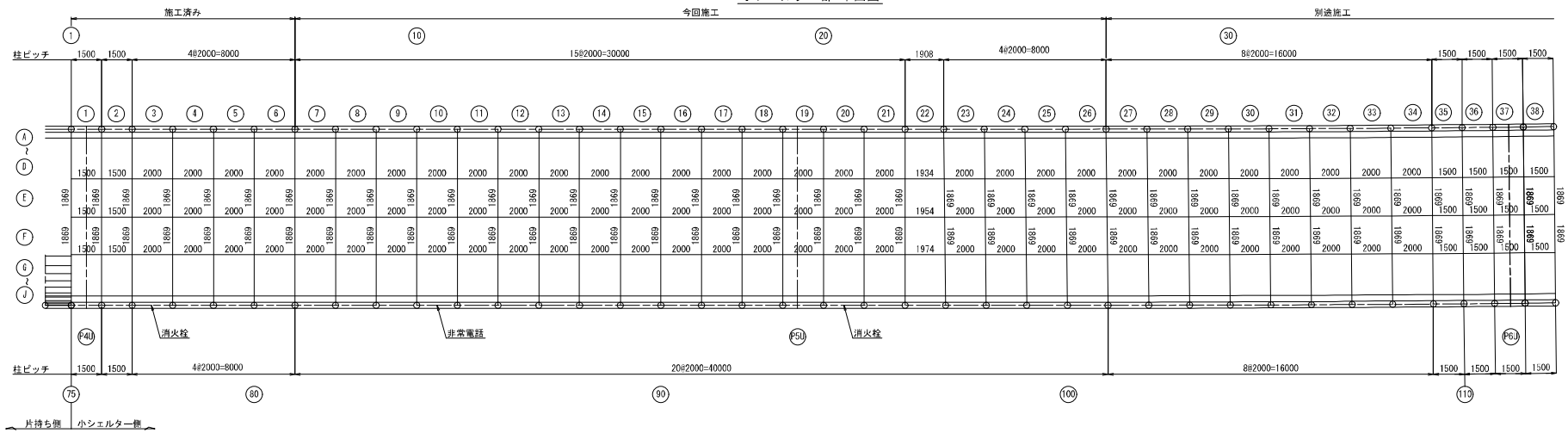
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

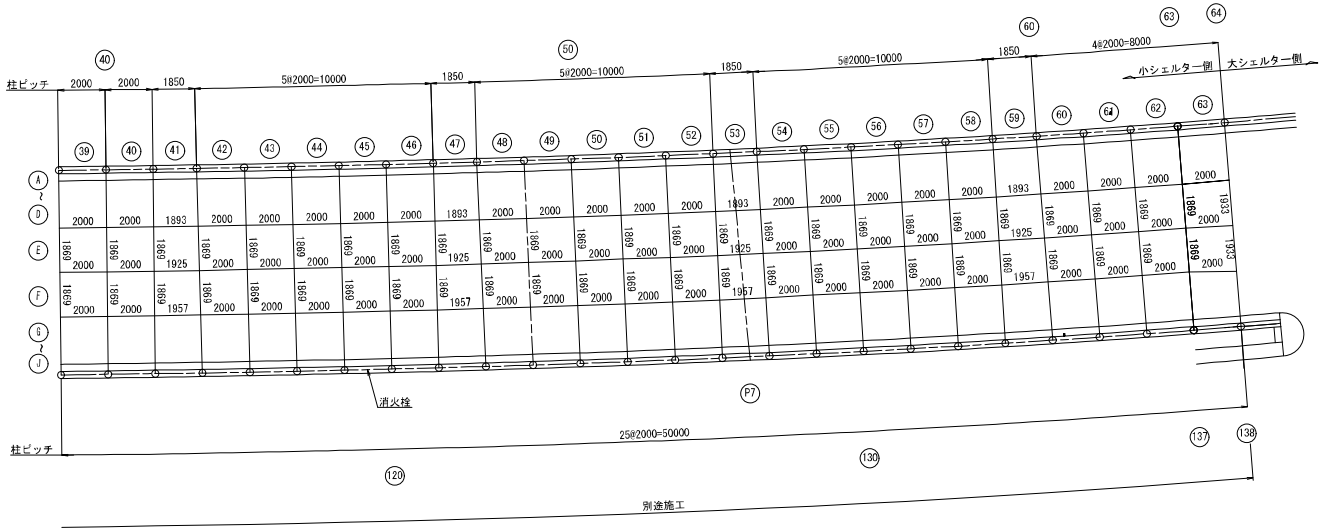
工事名	R７国道２０号八王子南BP舗装高架橋遮音壁工事
図面名	遮音壁割付図（２）
縮尺	図示　図面番号　20 の 4
年月日	令和　8 年　2 月　日
設計会社名	いであ　株式会社
事務所名	国土交通省 相武国道事務所

小シェルター 透光タイプ（１） S=1:100

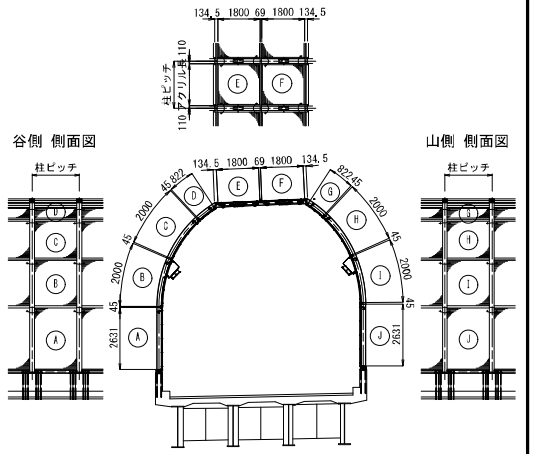
（骨組み寸法図）

小シェルター部 平面図





小シェルター部 標準図



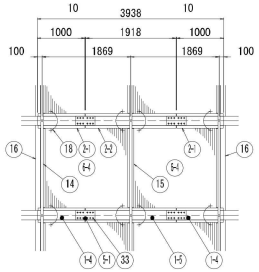
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号八王子南ＢＰ舗高架橋遮音壁工事
図面名	小シェルター 透光タイプ（１）
縮尺	1:100
図面番号	20 の 5
年月日	令和 8 年 2 月 日
設計会社名	いであ 株式会社
事務所名	国土交通省 相武国道事務所

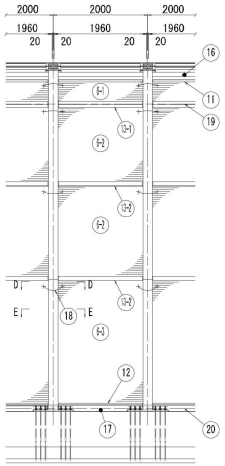
小シェルター 透光タイプ（２）

（上り線 標準部）

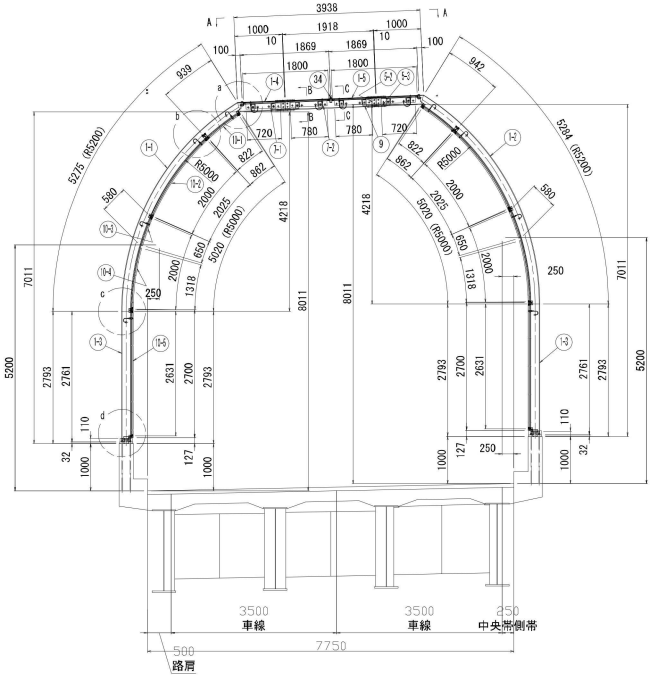
A-A 矢視図 S=1:50



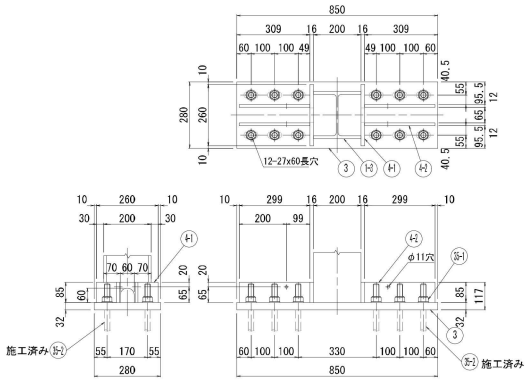
側面図 S=1:50



断面図 S=1:50



ベースプレート詳細図 S=1:10



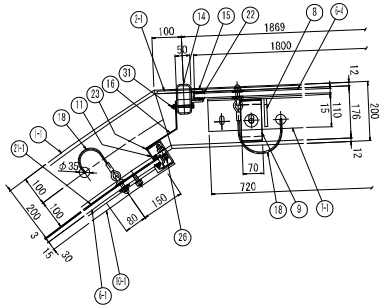
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号八王子南ＢＰ舗高架橋遮音壁工事		
図面名	小シェルター 透光タイプ（２）		
縮尺	図示	図面番号	20 の 6
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	いであ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

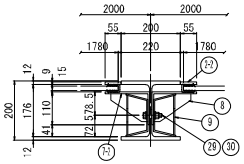
小シェルター 透光タイプ（３）

（上り線 標準部）

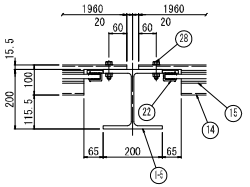
a部詳細図 S=1:8



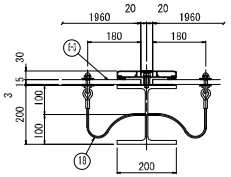
B-B 断面図 S=1:8



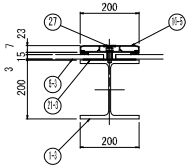
C-C 断面図 S=1:8



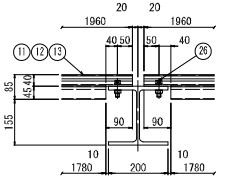
D-D 断面図 S=1:8



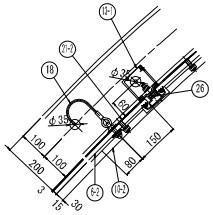
E-E 断面図 S=1:8



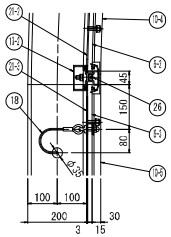
横枠取付詳細図 S=1:8



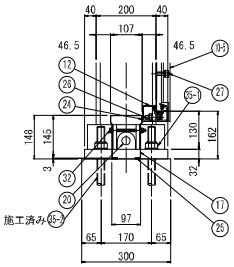
b部詳細図 S=1:8



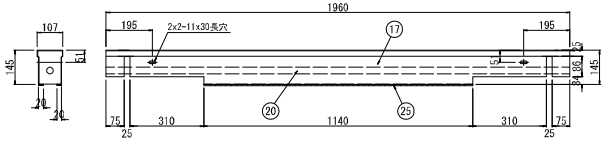
c部詳細図 S=1:8



d部詳細図 S=1:8



ワイヤ用カバー詳細図 S=1:10



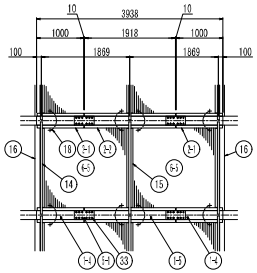
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号八王子南ＢＰ舗高架橋遮音壁工事
図面名	小シェルター 透光タイプ（３）
縮尺	図示
図面番号	20 の 7
年月日	令和 8 年 2 月 日
設計会社名	いであ 株式会社
事務所名	国土交通省 相武国道事務所

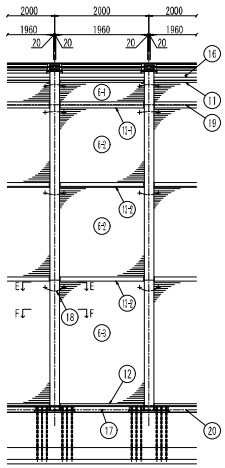
小シェルター 透光タイプ（４）

（非常電話設置詳細図）

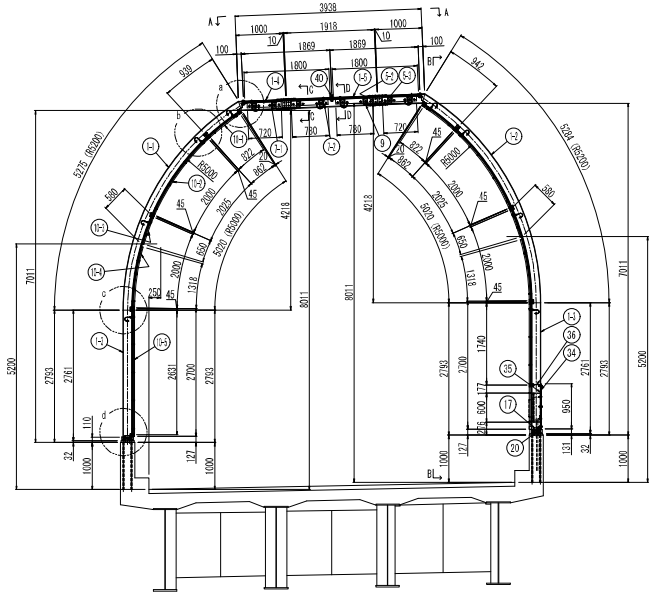
A-A 矢視図 S=1:50



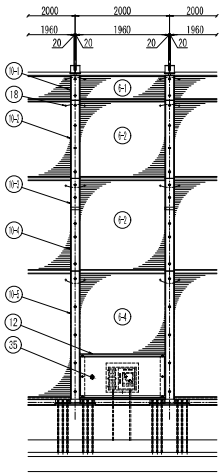
側面図 S=1:50



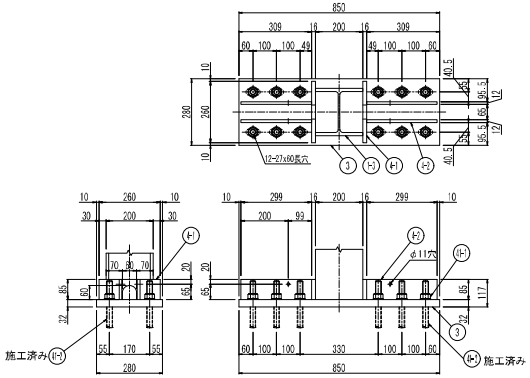
断面図 S=1:50



B-B 矢視図 S=1:50



ベースプレート詳細図 S=1:10



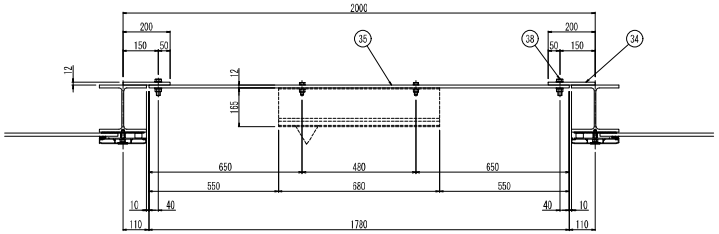
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号八王子南BP舗高架橋遮音壁工事		
図面名	小シェルター 透光タイプ（４）		
縮尺	図示	図面番号	20 の 8
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	いであ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

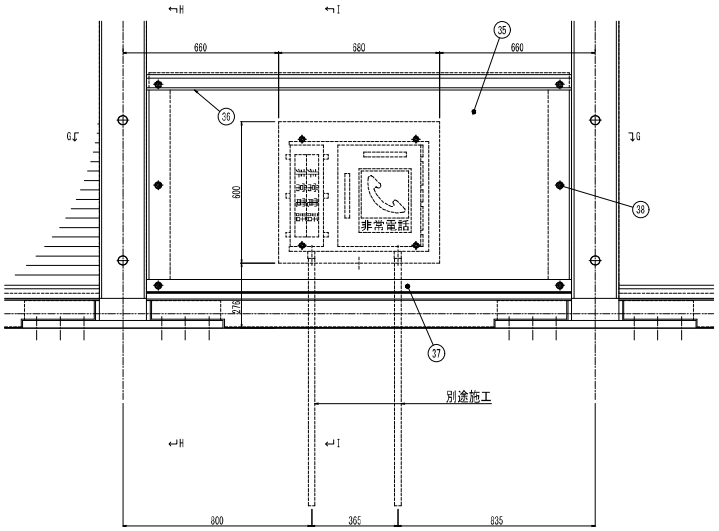
小シェルター 透光タイプ（５）

（非常電話設置詳細図）

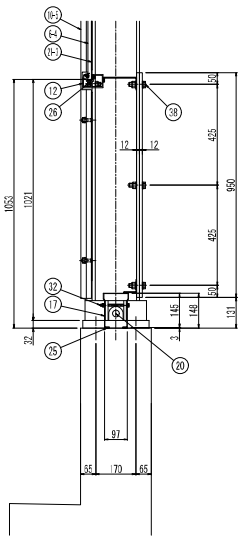
G-G 断面図 S=1:10



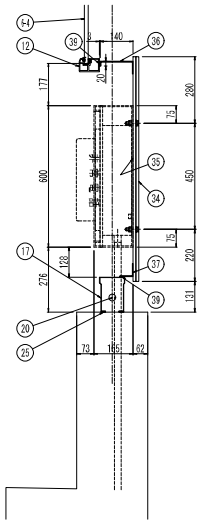
接続端子箱取付詳細図 S=1:10



H-H 断面図 S=1:10



I-I 断面図 S=1:10



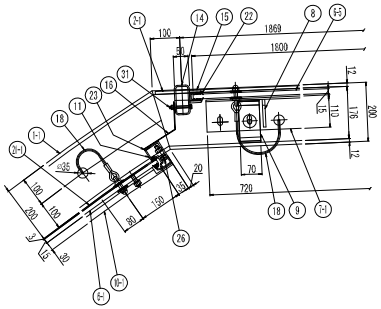
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号八王子南ＢＰ舗高架橋遮音壁工事		
図面名	小シェルター 透光タイプ（５）		
縮尺	図示	図面番号	20 の 9
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	いであ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

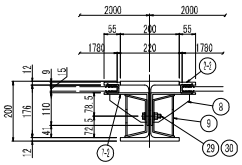
小シェルター 透光タイプ（６）

（非常電話設置詳細図）

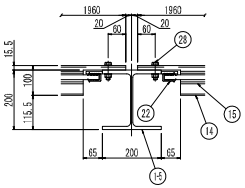
a部詳細図 S=1:8



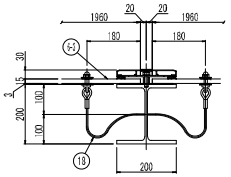
C-C 断面図 S=1:8



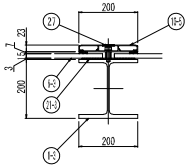
D-D 断面図 S=1:8



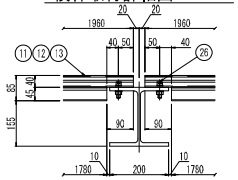
E-E 断面図 S=1:8



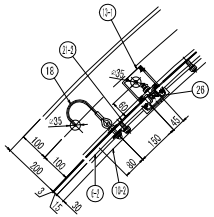
F-F 断面図 S=1:8



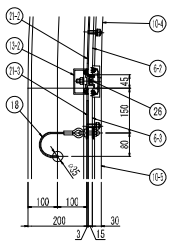
横枠取付詳細図 S=1:8



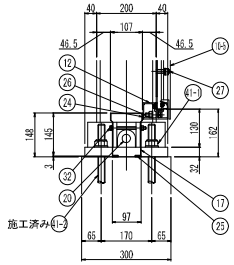
b部詳細図 S=1:8



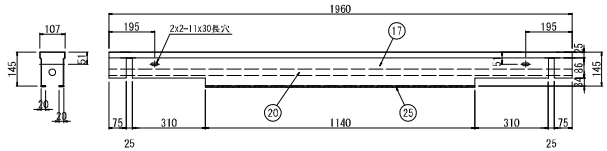
c部詳細図 S=1:8



d部詳細図 S=1:8



ワイヤ用カバー詳細図 S=1:10



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号八王子南ＢＰ舗高架橋遮音壁工事		
図面名	小シェルター 透光タイプ（６）		
縮尺	図示	図面番号	20 の 10
年月日	令和 ８年 ２月 日		
設計会社名	いであ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

小シェルター 透光タイプ（７）

（標準部材料表）

支柱材料表

（1基当り：全18基）

支柱番号 左支柱 ～ 右支柱	部材番号	名 称	寸 法 ・ 形 状	単位	数量	単位重量	単体重量(kg)	総重量(kg)	材 質 ・ 摘 要
標準部	1-1	支柱（谷側R部）	H-200×200×8×12 × 5275	本	1	49.9kg/m	263.2	263.2	SM490Y-HDZT77
	1-2	支柱（山側R部）	H-200×200×8×12 × 5284	本	1	49.9kg/m	263.7	263.7	SM490Y-HDZT77
	1-3	支柱（直立部）	H-200×200×8×12 × 2761	本	2	49.9kg/m	137.8	275.6	SM490Y-HDZT77
	1-4	支柱（天井張出部）	H-200×200×8×12 × 1000	本	2	49.9kg/m	49.9	99.8	SM490Y-HDZT77
	1-5	支柱（天井梁部）	H-200×200×8×12 × 1918	本	1	49.9kg/m	95.7	95.7	SM490Y-HDZT77
	2-1	アクリル板受け（天井張出部）	PL-9×55 × 990	枚	4	70.65kg/㎡	3.8	15.4	SM490Y-HDZT77
	2-2	アクリル板受け（天井梁部）	PL-9×55 × 1918	枚	2	70.65kg/㎡	7.5	14.9	SM490Y-HDZT77
	3	ベースプレート	PL-32×280 × 850	枚	2	251.2kg/㎡	59.8	119.6	SM490Y-HDZT77
	4-1	リブプレート	PL-16×85 × 260	枚	4	125.6kg/㎡	2.8	11.1	SM490Y-HDZT77
	4-2	リブプレート	PL-12×85 × 299	枚	8	94.2kg/㎡	2.4	19.2	SM490Y-HDZT77
	5-1	添接板	PL-9×200 × 410	枚	4	70.65kg/㎡	5.8	23.2	SM490Y-HDZT77
	5-2	添接板	PL-9×140 × 170	枚	4	70.65kg/㎡	1.7	6.7	SM490Y-HDZT77
	5-3	添接板	PL-9×80 × 410	枚	8	70.65kg/㎡	2.3	18.5	SM490Y-HDZT77
	7-1	アクリル板支持材（天井張出部）	PL-6×261 × 720	枚	4	47.1kg/㎡	8.9	35.4	SS400-HDZT77
	7-2	アクリル板支持材（天井梁部）	PL-6×261 × 780	枚	4	47.1kg/㎡	9.6	38.4	SS400-HDZT77
	8	アクリル板支持材リブプレート	PL-9×125 × 94	枚	16	70.65kg/㎡	0.8	13.3	SS400-HDZT77
	9	アクリル板固定金具	PL-4.5×70 × 396	個	16	1.0kg/個	1.0	16.0	SS400-HDZT77
	10-1	縦枠（R部上段）	45×200 × 862	枚	2	3.55kg/m	3.1	6.1	A6063S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	10-2	縦枠（R部中段）	45×200 × 2025	枚	2	3.55kg/m	7.2	14.4	A6063S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	10-3	縦枠（R部下段）	45×200 × 650	枚	2	3.55kg/m	2.3	4.6	A6063S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	10-4	縦枠（R部下段）	45×200 × 1318	枚	2	3.55kg/m	4.7	9.4	A6063S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	10-5	縦枠（直立部）	45×200 × 2700	枚	2	3.55kg/m	9.6	19.2	A6063S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	21-1	アクリル板前面ガスケット（R部上段）	5×180 × 747	枚	2	-		-	EPDM発泡ゴム
	21-2	アクリル板前面ガスケット（R部中下段）	5×180 × 1921	枚	4	-		-	EPDM発泡ゴム
	21-3	アクリル板前面ガスケット（直立部）	5×180 × 2551	枚	2	-		-	EPDM発泡ゴム
	26	横枠取付ボルト	M12 × 40（六角穴付、1緩み止(2N、1W)	組	20	-		-	SUS304
	27	縦枠取付ボルト	M12 × 55（1緩み止N、1W）	組	32	-		-	SS400-HDZT49（支柱に溶接）
	28	天井部横桟取付ボルト	M12 × 50（1緩み止N、2W）	組	6	-		-	SS400-HDZT49
	29	アクリル板支持材取付ボルト	M12 × 55（1緩み止N、2W）	組	8	-		-	SS400-HDZT49
	30	アクリル板固定金具取付ボルト	M12 × 55（1緩み止N、2W）	組	8	-		-	SS400-HDZT49
	32	ワイヤ用カバー取付ボルト	M8 × 115（1緩み止N、2W）	組	4	-		-	SUS304
	33	ＨＴＢ	M20	組	56	-		-	F10T
	35-1	支柱取付六角ナット	M24 （1緩み止M）	個	24	-		-	S45C-HDZT49
	35-2	アンカーボルト	M24 × 1110（全ネジ、2N、1W）	組	24	-		-	施工済み （強度区分8.8）

※「小シェルター 透光タイプ (2)～(3)」図にて材料計上。

※総重量とは1基当りの質量を示す。

パネル材料表

（1パネル当り：全8パネル）

パネル間隔	部材番号	名 称	寸 法 ・ 形 状	単位	数量	単位重量	単体重量(kg)	総重量(kg)	材 質 ・ 摘 要
L=2000 〈標準部〉	6-1	アクリル板（R部上段）	15×822 × 1960（横断パネル0,6）	枚	2	18kg/㎡	29.0	58.0	ナイロンコード入り
	6-2	アクリル板（R部中下段）	15×2000 × 1960（横断パネル8,C,H,I）	枚	4	18kg/㎡	70.6	282.2	ナイロンコード入り
	6-3	アクリル板（直立部）	15×2631 × 1960（横断パネルA,J）	枚	2	18kg/㎡	92.8	185.6	ナイロンコード入り
	6-4	アクリル板（天井部）	15×1800 × 1780（横断パネルE,F）	枚	2	18kg/㎡	57.7	115.3	ナイロンコード入り
	11	上段枠	85×55 × 1960	枚	2	3.3kg/m	6.5	12.9	A6N01S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	12	下段枠	85×55 × 1960	枚	2	3.3kg/m	6.5	12.9	A6N01S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	13-1	中間枠（回転防止素収納型）	85×130 × 1960	枚	2	5.4kg/m	10.6	21.2	A6N01S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	13-2	中間枠	85×85 × 1960	枚	4	4.3kg/m	8.4	33.7	A6N01S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	14	天井部横枠（角形鋼管）	□-100×50×4.5 × 1960	本	3	9.55kg/m	18.7	56.2	STKR400
	15	天井部横枠（ＰＬ）	PL-6×40 × 1670	枚	8	47.1kg/㎡	3.1	25.2	SS400-HDZT77
	16	水切板	PL-2.3×220 × 1960	枚	2	18.44kg/㎡	8.0	15.9	高耐候性めっき鋼板
	17	落下防止ワイヤ用カバー	PL-1.6×441 × 1960	枚	2	12.94kg/㎡	11.2	22.4	高耐候性めっき鋼板
	18	アクリル板落下防止ワイヤ	φ6.3 × 800（6×19 SS/0）	個	12	-		-	ステンレス（ナイロン被覆無し）
	19	支柱回転防止ワイヤ	φ8 × 2000（7×19 SS/0）	本	2	-		-	ステンレス（ナイロン被覆無し）
	20	支柱落下防止ワイヤ	φ28 × 2000（7×19 SS/0）	本	2	-		-	ステンレス（ナイロン被覆無し）
	22	アクリル板ガスケット（天井部）	L = 7300	枚	2	-		-	EPDM発泡ゴム、U型
	23	水切板ガスケット	5×20 × 1960	枚	2	-		-	EPDM発泡ゴム
	24	下段枠ガスケット	2×15 × 1780	枚	2	-		-	EPDM発泡ゴム
	25	ワイヤ用カバーガスケット	5×20 × 1140	枚	4	-		-	EPDM発泡ゴム
	31	水切板取付ボルト	M8 × 70（1緩み止N、2H）	組	6	-		-	SUS304
	34	梁材落下防止ワイヤ	φ18 × 2000（7×19 SS/0）	本	2	-		-	ステンレス（ナイロン被覆無し）

※「小シェルター 透光タイプ (2)～(3)」図にて材料計上。

※総重量とは1パネル当りの質量を示す。

工 事 名	R７国道２０号八王子南ＢＰ舗高架橋遮音壁工事
図 面 名	小シェルター 透光タイプ（７）
縮 尺	- 図面番号 20 の 11
年 月 日	令和 8 年 2 月 日
設計会社名	いであ 株式会社
事務所名	国土交通省 相武国道事務所

小シェルター 透光タイプ（８）

（非常電話設置部材料表）

支柱材料表

（1基当り：全2基）

支柱番号 左支柱 ～ 右支柱	部材番号	名 称	寸 法 ・ 形 状	単位	数量	単位重量	単体重量(kg)	総重量(kg)	材 質 ・ 摘 要
非常電話設置部	1-1	支柱（谷側R部）	H=200×200×8×12 × 5275	本	1	49.9kg/m	263.2	263.2	SM490Y-HDZT77
	1-2	支柱（谷側R部）	H=200×200×8×12 × 5284	本	1	49.9kg/m	263.7	263.7	SM490Y-HDZT77
	1-3	支柱（直立部）	H=200×200×8×12 × 2761	本	2	49.9kg/m	137.8	275.6	SM490Y-HDZT77
	1-4	支柱（天井張出部）	H=200×200×8×12 × 1000	本	2	49.9kg/m	49.9	99.8	SM490Y-HDZT77
	1-5	支柱（天井梁部）	H=200×200×8×12 × 1918	本	1	49.9kg/m	95.7	95.7	SM490Y-HDZT77
	2-1	アクリル板受け（天井張出部）	PL-9×55 × 990	枚	4	70.65kg/㎡	3.8	15.4	SM490Y-HDZT77
	2-2	アクリル板受け（天井梁部）	PL-9×55 × 1918	枚	2	70.65kg/㎡	7.5	14.9	SM490Y-HDZT77
	3	ベースプレート	PL-32×280 × 850	枚	2	251.2kg/㎡	59.8	119.6	SM490Y-HDZT77
	4-1	リブプレート	PL-16×85 × 260	枚	4	125.6kg/㎡	2.8	11.1	SM490Y-HDZT77
	4-2	リブプレート	PL-12×85 × 299	枚	8	94.2kg/㎡	2.4	19.2	SM490Y-HDZT77
	5-1	添接板	PL-9×200 × 410	枚	4	70.65kg/㎡	5.8	23.2	SM490Y-HDZT77
	5-2	添接板	PL-9×140 × 170	枚	4	70.65kg/㎡	1.7	6.7	SM490Y-HDZT77
	5-3	添接板	PL-9×80 × 410	枚	8	70.65kg/㎡	2.3	18.5	SM490Y-HDZT77
	7-1	アクリル板支持材（天井張出部）	PL-6×261 × 720	枚	4	47.1kg/㎡	8.9	35.4	SS400-HDZT77
	7-2	アクリル板支持材（天井梁部）	PL-6×261 × 780	枚	4	47.1kg/㎡	9.6	38.4	SS400-HDZT77
	8	アクリル板支持材リブプレート	PL-9×125 × 94	枚	16	70.65kg/㎡	0.8	13.3	SS400-HDZT77
	9	アクリル板固定金具	P-4.5×70 × 396	個	16	1.0kg/個	1.0	16.0	SS400-HDZT77
	10-1	縦枠（R部上段）	45×200 × 862	枚	2	3.55kg/m	3.1	6.1	A6063S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	10-2	縦枠（R部中段）	45×200 × 2025	枚	2	3.55kg/m	7.2	14.4	A6063S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	10-3	縦枠（R部下段）	45×200 × 650	枚	2	3.55kg/m	2.3	4.6	A6063S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	10-4	縦枠（R部下段）	45×200 × 1318	枚	2	3.55kg/m	4.7	9.4	A6063S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	10-5	縦枠（直立部）	45×200 × 2700	枚	2	3.55kg/m	9.6	19.2	A6063S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	21-1	アクリル板前面ガスケット（R部上段）	5×180 × 747	枚	2	-		-	EPDM発泡ゴム
	21-2	アクリル板前面ガスケット（R部中下段）	5×180 × 1921	枚	4	-		-	EPDM発泡ゴム
	21-3	アクリル板前面ガスケット（直立部）	5×180 × 2551	枚	2	-		-	EPDM発泡ゴム
	26	嵌枠取付ボルト	M12 × 40（六角穴付、1緩み止N、1W）	組	20	-		-	SUS304
	27	嵌枠取付ボルト	M12 × 55（1緩み止N、1W）	組	32	-		-	SS400-HDZT49（支柱に溶接）
	28	天井部軸枠取付ボルト	M12 × 50（1緩み止N、2W）	組	6	-		-	SS400-HDZT49
	29	アクリル板支持材取付ボルト	M12 × 55（1緩み止N、2W）	組	8	-		-	SS400-HDZT49
	30	アクリル板固定金具取付ボルト	M12 × 55（1緩み止N、2W）	組	8	-		-	SS400-HDZT49
	32	ワイヤ用カバー取付ボルト	M8 × 115（1緩み止N、2W）	組	4	-		-	SUS304
	33	ＨＴＢ	M20	組	56	-		-	F10T
	41-1	支柱取付六角ナット	M24 （1緩み止N）	個	24	-		-	S45C-HDZT49（M24丸座金支給品）
	41-2	アンカーボルト	M24 × 1110（全ネジ、1W）	組	24	-		-	施工済み （強度区分8.8）

※「小シェルター 透光タイプ（4）～（6）」図にて材料計上。

※総重量とは1基当りの質量を示す。

パネル材料表

（1パネル当り：全1パネル）

パネル間隔	部材番号	名 称	寸 法 ・ 形 状	単位	数量	単位重量	単体重量(kg)	総重量(kg)	材 質 ・ 摘 要
L=2000 （非常電話設置部）	6-1	アクリル板（R部上段）	15×822 × 1960（横断パネルD,G）	枚	2	18kg/㎡	29.0	58.0	ナイロンコード入り
	6-2	アクリル板（R部中下段）	15×2000 × 1960（横断パネルB,C,H,I）	枚	4	18kg/㎡	70.6	282.2	ナイロンコード入り
	6-3	アクリル板（直立部）	15×2631 × 1960（横断パネルA）	枚	1	18kg/㎡	92.8	92.8	ナイロンコード入り
	6-4	アクリル板（直立部）	15×1740 × 1960（横断パネルJ）	枚	1	18kg/㎡	61.4	61.4	ナイロンコード入り
	6-5	アクリル板（天井部）	15×1800 × 1780（横断パネルE,F）	枚	2	18kg/㎡	57.7	115.3	ナイロンコード入り
	11	上段枠	85×55 × 1960	枚	2	3.3kg/m	6.5	12.9	A6N01S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	12	下段枠	85×55 × 1960	枚	2	3.3kg/m	6.5	12.9	A6N01S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	13-1	中間枠（回転防止楽収納型）	85×130 × 1960	枚	2	5.4kg/m	10.6	21.2	A6N01S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	13-2	中間枠	85×85 × 1960	枚	4	4.3kg/m	8.4	33.7	A6N01S-T5（アルミ材）（ゴム付）
	14	天井部横枠（角形鋼管）	□-100×50×4.5 × 1960	本	3	9.55kg/m	18.7	56.2	STKR400
	15	天井部横枠（ＰＬ）	PL-6×40 × 1670	枚	8	47.1kg/㎡	3.1	25.2	SS400-HDZT77
	16	水切板	PL-2.3×220 × 1960	枚	2	18.44kg/㎡	8.0	15.9	高耐候性めっき鋼板
	17	落下防止ワイヤ用カバー	PL-1.6×441 × 1960	枚	2	12.94kg/㎡	11.2	22.4	高耐候性めっき鋼板
	18	アクリル板落下防止ワイヤ	φ6.3 × 800（6×19 SS/0）	個	12	-		-	ステンレス（テイロン被覆無し）
	19	支柱回転防止ワイヤ	φ8 × 2000（7×19 SS/0）	本	2	-		-	ステンレス（テイロン被覆無し）
	20	支柱落下防止ワイヤ	φ28 × 2000（7×19 SS/0）	本	2	-		-	ステンレス（テイロン被覆無し）
	22	アクリル板ガスケット（天井部）	1 = 7300	枚	2	-		-	EPDM発泡ゴム、U型
	23	水切板ガスケット	5×20 × 1960	枚	2	-		-	EPDM発泡ゴム
	24	下段枠ガスケット	2×15 × 1780	枚	1	-		-	EPDM発泡ゴム
	25	ワイヤ用カバーガスケット	5×20 × 1140	枚	4	-		-	EPDM発泡ゴム
	31	水切板取付ボルト	M8 × 70（1緩み止N、2W）	組	6	-		-	SUS304
	34	設置部蓋ぎ板受けプレート	PL-12×950 × 200	枚	2	94.2kg/㎡	17.9	35.8	SM490Y-HDZT77
	35	設置部蓋ぎ板	PL-12×950 × 1780	枚	1	94.2kg/㎡	159.3	159.3	SS400-HDZT77
	36	設置前上部隙間隠し板	PL-3.2×215 × 1960	枚	1	25.5kg/㎡	10.7	10.7	高耐候性めっき鋼板
	37	設置前下部隙間隠し板	PL-3.2×110 × 1960	枚	1	25.5kg/㎡	5.5	5.5	高耐候性めっき鋼板
	38	設置部蓋ぎ板取付ボルト	W16 × 65（1緩み止N、2W）	組	6	-		-	S400-HDZT49
	39	設置部隙間隠し板用ガスケット	5×20 × 1960	枚	2	-		-	EPDM発泡ゴム
	40	資材落下防止ワイヤ	φ18 × 2000（7×19 SS/0）	本	1	-		-	ステンレス（テイロン被覆無し）

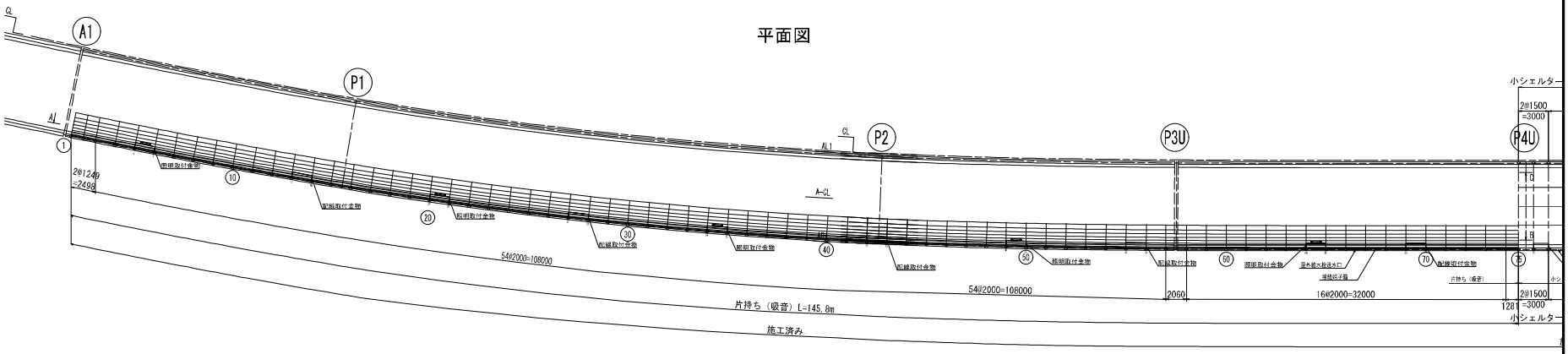
※「小シェルター 透光タイプ（4）～（6）」図にて材料計上。

※総重量とは1パネル当りの質量を示す。

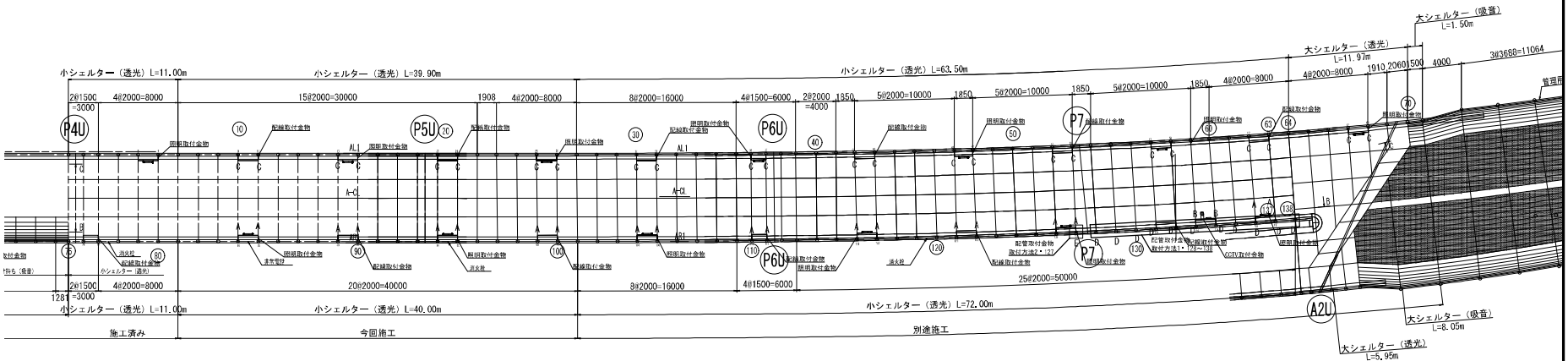
工 事 名	R７国道２０号八王子南ＢＰ舗高架橋遮音壁工事		
図 面 名	小シェルター 透光タイプ（８）		
縮 尺	-	図面番号	20 の 12
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	いであ 株式会社		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

遮音壁取付金物配置図（１）　S=1:200

平面図



支柱タイプA	8本	溶接金具内側1箇所
支柱タイプC	8本	溶接金具内側1箇所

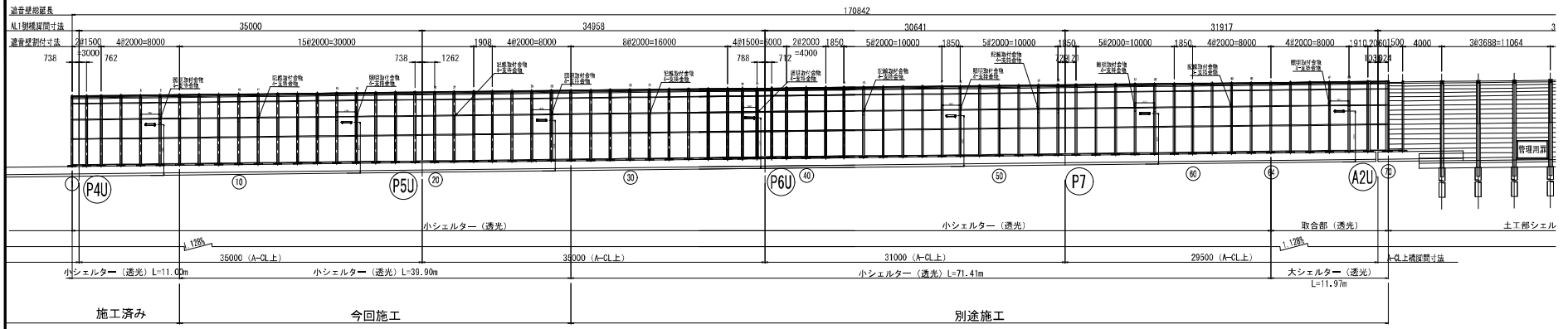


工事名	R７国道２０号八王子南BP舗高架橋遮音壁工事		
図面名	遮音壁取付金物配置図（１）		
縮尺	1:200	図面番号	20 の 13
年月日	令和　8 年　2 月　日		
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

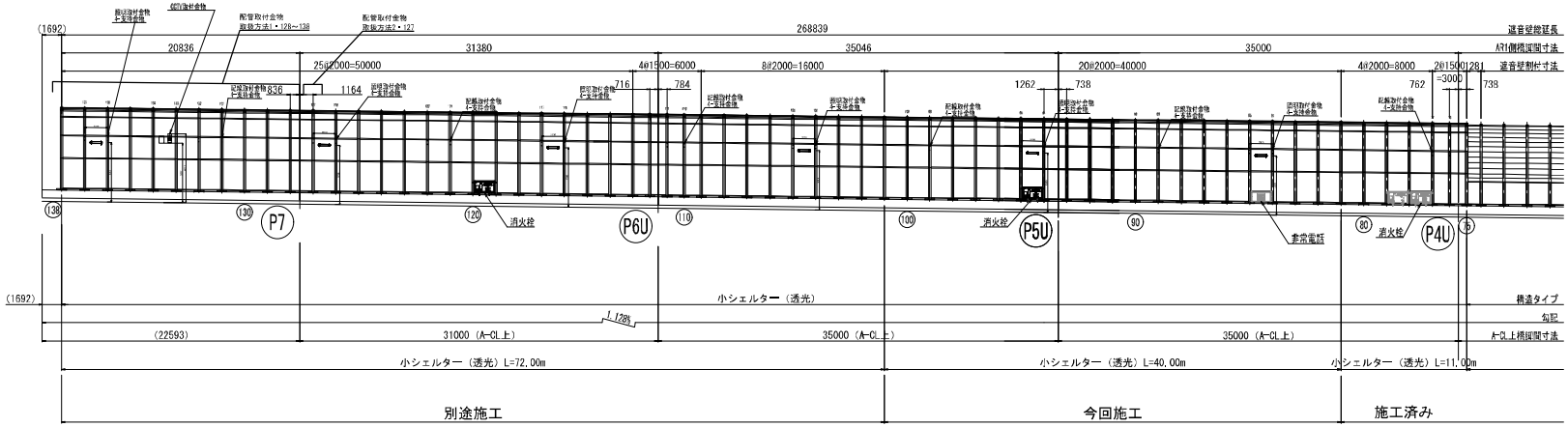
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

遮音壁取付金物配置図（２）　S=1:200

左側面図



右側面図



（1箇所当り）

名　称	寸法・形状	単位	数量	単位重量	単体重量（Kg）	総重量（Kg）	材質・摘要
ダクター受け材取付金具（支柱タイプA）	PL-6×40　×　125	枚	2	47.1kg/m2	0.2	0.45	SM490Y-HDZT77

（1箇所当り）

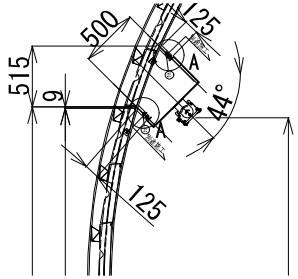
名　称	寸法・形状	単位	数量	単位重量	単体重量（Kg）	総重量（Kg）	材質・摘要
ダクター受け材取付金具（支柱タイプC）	PL-6×40　×　125	枚	2	47.1kg/m2	0.2	0.45	SM490Y-HDZT77

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

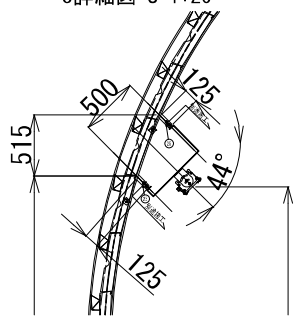
工事名	R７国道２０号八王子市ＢＰ館高架橋遮音壁工事
図面名	遮音壁取付金物配置図（２）
縮尺	1:200　図面番号　20 の 14
年月日	令和　8 年　2 月　日
設計会社名	株式会社　建設技術研究所
事務所名	国土交通省 相武国道事務所

遮音壁取付金物配置図（３）

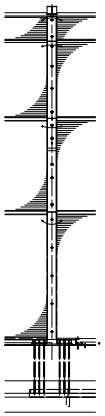
a詳細図 S=1:20

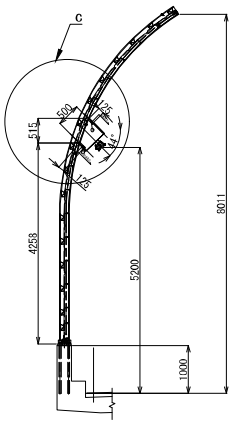


c詳細図 S=1:20

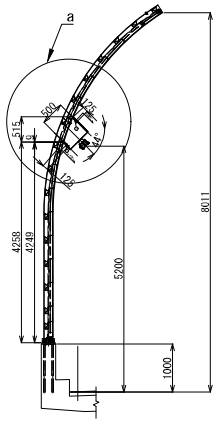


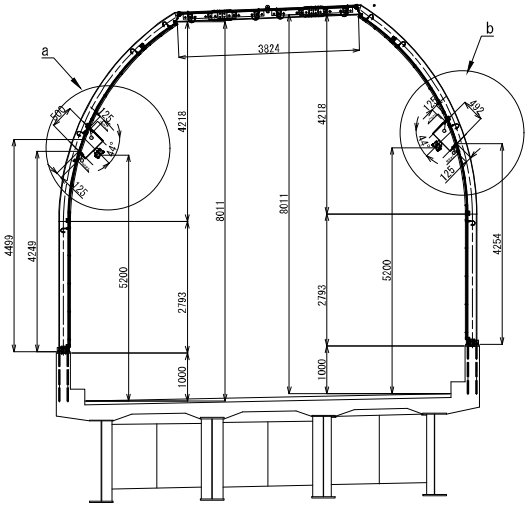
照明取付正面図 S=1:50



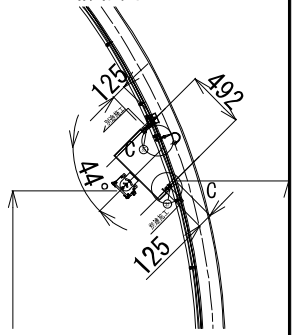


照明取付断面図 S=1:50

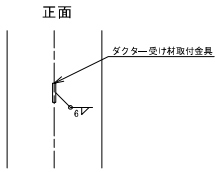




b詳細図 S=1:20



ダクター受け材取付金具詳細図 S=1:5



（1箇所当り）

名　称	寸法・形状	単位	数量	単位重量	単体重量（Kg）	総重量（Kg）	材質・摘要
ダクター受け材取付金具（支柱タイプA）	PL-6×40　× 125	枚	2	47.1kg/m2	0.2	0.45	SM490Y-HDZT77

（1箇所当り）

名　称	寸法・形状	単位	数量	単位重量	単体重量（Kg）	総重量（Kg）	材質・摘要
ダクター受け材取付金具（支柱タイプC）	PL-6×40　× 125	枚	2	47.1kg/m2	0.2	0.45	SM490Y-HDZT77

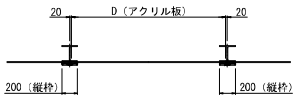
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号八王子南ＢＰ舗高架橋遮音壁工事
図面名	遮音壁取付金物配置図（３）
縮尺	図示　図面番号　20 の 15
年月日	令和　８年　２月　日
設計会社名	株式会社　建設技術研究所
事務所名	国土交通省 相武国道事務所

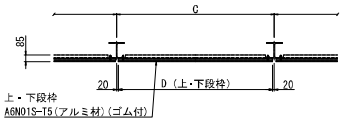
アクリル透光板詳細図

直線部

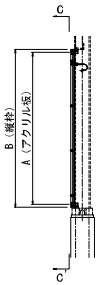
アクリル板・縦枠部 断面図 S=1:30
a － a'



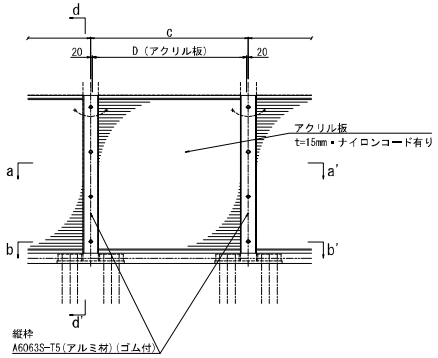
上・下段枠部 断面図 S=1:30
b － b'



側面（断面）図 S=1:30
d － d'



正面図 S=1:30
c － c'

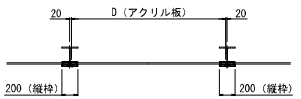


直線部寸法表

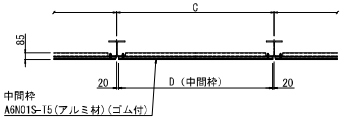
	小シェルター透光タイプ
A	2631
B	2700
C	2000
D	1960

曲線部

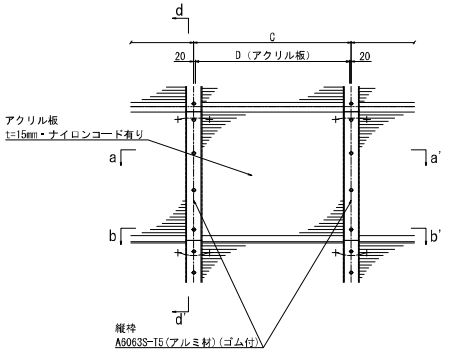
アクリル板・縦枠部 断面図 S=1:30
a － a'



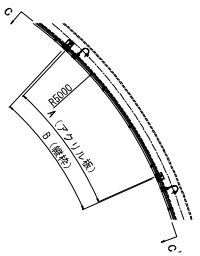
中間枠部 断面図 S=1:30
b － b'



正面図 S=1:30
c － c'



側面（断面）図 S=1:30
d － d'



曲線部寸法表

	小シェルター透光タイプ 中・下段部	小シェルター透光タイプ 上段部
A	2000	822
B	2000	862
C	2000	2000
D	1960	1960

※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号八王子南ＢＰ舗高架橋遮音壁工事
図面名	アクリル透光板詳細図
縮尺	1:30
図面番号	20 の 16
年月日	令和 8 年 2 月 日
設計会社名	いであ 株式会社
事務所名	国土交通省 相武国道事務所

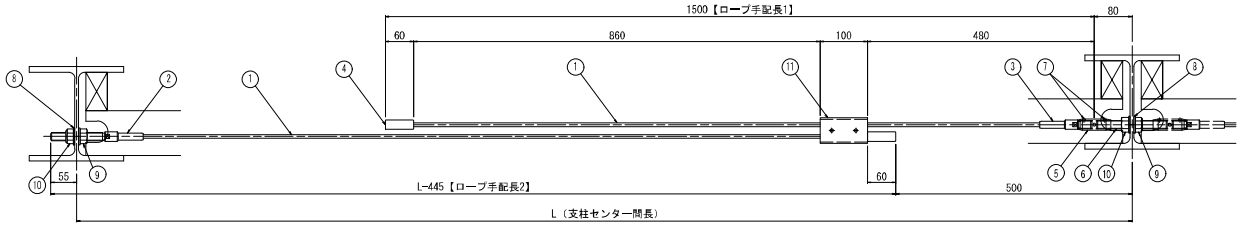
支柱回転防止装置 詳細図

番号	名　　称	材　　質	数 量	仕　　様
1	ワイヤロープ	JIS G 3550	2	φ8 (7×19 SS/O)
2	定着スリーブ	SUS304	1	ネジ部 M18
3	中間スリーブ	SUS304	1	ネジ部 M18
4	フラットエンド	SUS304	2	−
5	カプラ	SUS304	1	φ24×70
6	ボルト（中間端末部）	SUS304 N2	1	全ネジ M18×150
7	ボルト	SUS304	2	カプラージョイント用 M6×4
8	ワッシャ	SS400	4	M18･ナイロンコーティング
9	緩み止めナット	SUS304	2	M18
10	六角ナット	SUS304	2	M18
11	余長収納金具	SCS13	1	100×55×34

端末−中間端末
中間端末−端末

支柱回転防止ワイヤ詳細図 S=1:5

＜端末部＞　　＜中間端末部＞

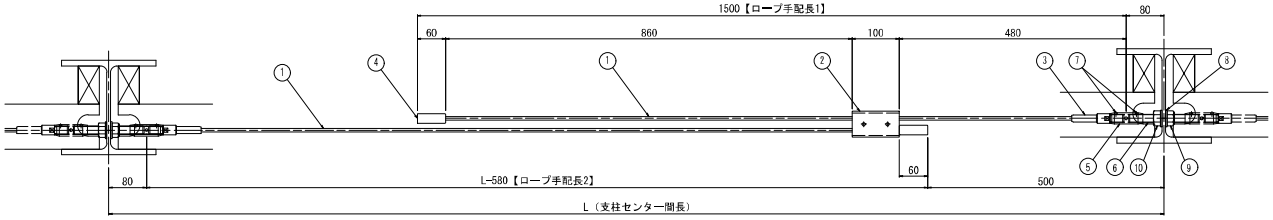


番号	名　　称	材　　質	数 量	仕　　様
1	ワイヤロープ	JIS G 3550	2	φ8 (7×19 SS/O)
2	余長収納金具	SCS13	1	100×55×34
3	中間スリーブ	SUS304	2	ネジ部 M18
4	フラットエンド	SUS304	2	−
5	カプラ	SUS304	2	φ24×70
6	ボルト（中間端末部）	SUS304 N2	2	全ネジ M18×150
7	ボルト	SUS304	4	カプラージョイント用 M6×4
8	ワッシャ	SS400	4	M18･ナイロンコーティング
9	緩み止めナット	SUS304	2	M18
10	六角ナット	SUS304	2	M18

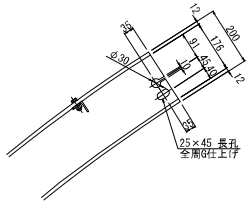
中間端末−中間端末

支柱回転防止ワイヤ詳細図 S=1:5

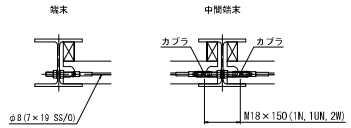
＜中間端末部＞　　＜中間端末部＞



孔詳細図 S=1:8



支柱回転防止ワイヤ定着部詳細図 S=1:10



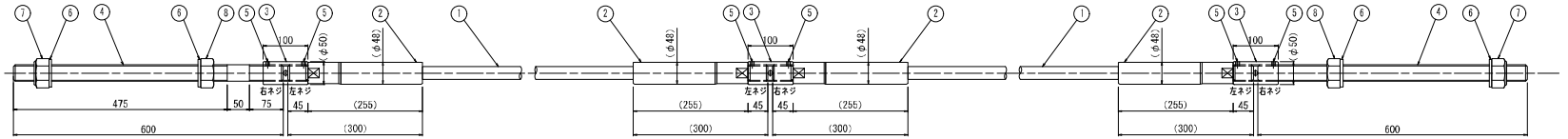
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R７国道２０号八王子南BP舗高架橋遮音壁工事		
図面名	支柱回転防止装置 詳細図		
縮　尺	図 示	図面番号	20 の 17
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

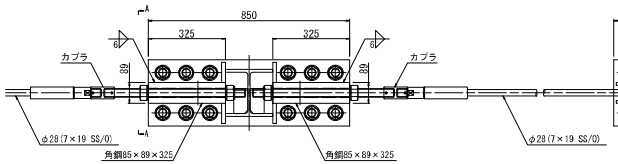
支柱落下防止装置 詳細図

番号	名　　称	材　　質	数 量	仕　　様
1	ワイヤロープ	JIS G 3550	2	φ28 (7×19 SS/0)
2	中間スリーブ	SUS304 N2	4	ネジ部 M36
3	カプラ	SUS304	3	φ50×100
4	ボルト（端部）	SUS304 N2	2	全ネジ M36×600
5	ボルト	SUS304	6	カプラージョイント用 M8×8
6	ワッシャ	SS400	4	外径φ60・ナイロンコーティング
7	緩み止めナット	SUS304	2	M36
8	六角ナット	SUS304	2	M36
9	角鋼	SS400	2	85×89×325

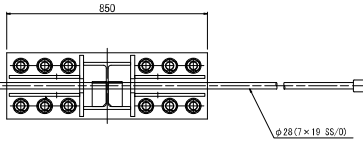
支柱落下防止ワイヤ詳細図 S=1:5



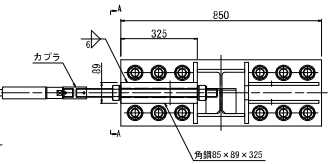
中間端末部支柱平面図 S=1:10



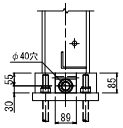
標準支柱平面図 S=1:10



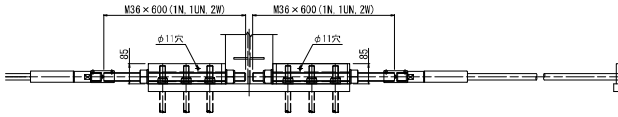
端部支柱平面図 S=1:10



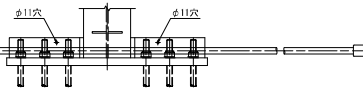
A-A断面図 S=1:10



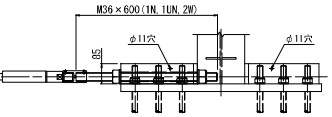
中間端末部支柱側面図 S=1:10



標準支柱側面図 S=1:10



端部支柱側面図 S=1:10



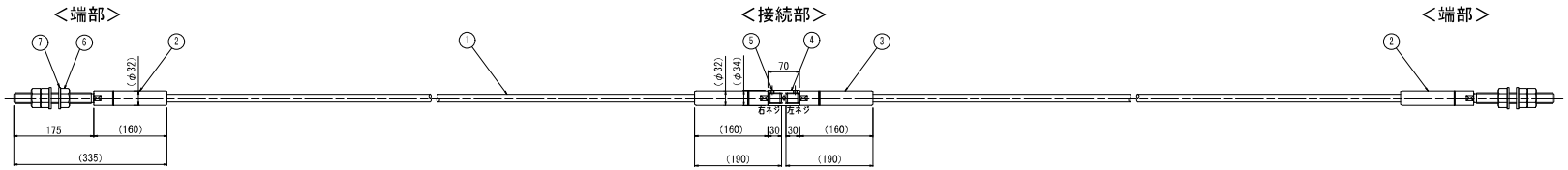
※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道20号八王子南BP舗高架橋遮音壁工事		
図面名	支柱落下防止装置 詳細図		
縮　尺	図 示	図面番号	20 の 18
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

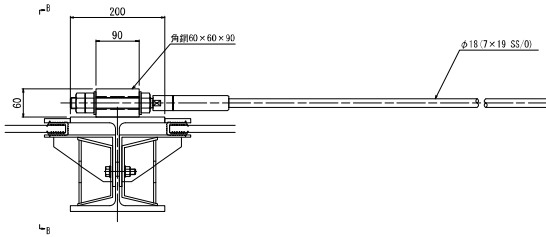
梁材落下防止装置 詳細図

番号	名　　称	材　　質	数　量	仕　　様
1	ワイヤロープ	JIS G 3550	2	φ18　(7×19 SS/0)
2	定着スリーブ	SUS304 N2	2	ネジ部　M24
3	中間スリーブ	SUS304 N2	2	ネジ部　M24
4	カプラ	SUS304	1	φ34×70
5	ボルト	SUS304	2	カプラージョイント用　M8×5
6	六角ナット	SUS304	6	M24
7	ワッシャ	SS400	4	M24・ナイロンコーティング
8	角鋼	SS400	2	60×60×90

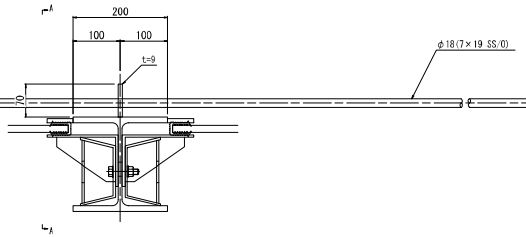
梁落下防止ワイヤ詳細図 S=1:5



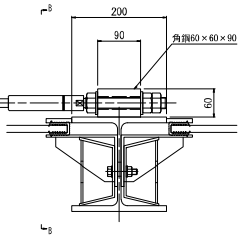
端部梁材断面図 S=1:5



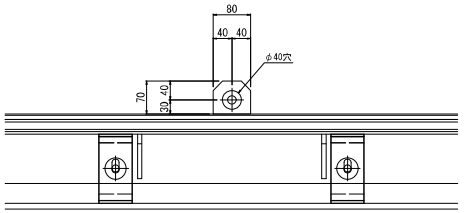
標準梁材断面図 S=1:5



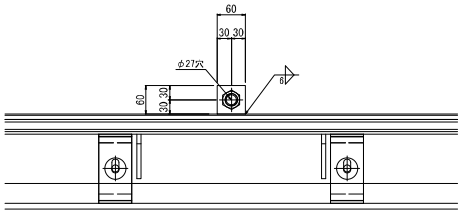
端部梁材断面図 S=1:5



A-A断面図 S=1:5



B-B断面図 S=1:5



※本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道20号八王子南BP館高架橋遮音壁工事		
図面名	梁材落下防止装置 詳細図		
縮　尺	図示	図面番号	20 の 19
年月日	令和　8年　2月　日		
設計会社名	株式会社　建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		

数 量 総 括 表

工事区分・工種・種別・細別	規　格	単位	数 量	適 用
道路改良		式	1	
遮音壁工		式	1	
遮音壁本体工(小ｼｪﾙﾀｰ 透光)		式	1	
支柱建込	A型 支柱間隔2m 4m<H≦8m 天井	m	80	
しゃ音板・透光板	標準部 L=2000 透光板	m2	285	
しゃ音板・透光板	非常電話設置部 L=2000 透光板	m2	34	
仮設工		式	1	
交通管理工		式	1	
交通誘導警備員	昼間(A)	式	1	
交通誘導警備員	昼間(B)	式	1	

工 事 名	R７国道２０号八王子南ＢＰ舗高架橋遮音壁工事		
図 面 名	数量総括表		
縮　　尺	－	図面番号	20 の 20
年 月 日	令和　8 年　2 月　　日		
設計会社名	ー		
事務所名	国土交通省 相武国道事務所		